

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成17年3月10日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	3
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（辻委員、中野委員、柴田委員）	
議案第44号の審査	49
議案第2号、議案第10号の審査	49
補足説明（水道事業管理者）	
質疑（辻委員、中野委員、柴田委員）	
散会の宣告	65

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年3月10日(木) 午前10時 開会
午後4時40分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 柴田繁勝 委員 中野賢治
委員 辻勝美 委員 木村勝彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 水道事業管理者 寺田規宏
都市整備部長 岩田延弘 同部次長兼都市計画課長 栗屋保英
同部参事兼建築指導課長 中谷久夫 まちづくり支援課長 土井正治
同課参事 山本莊一 都市計画課参事 渡場修一 建築住宅課長 長野俊郎
同課参事 村井一彦
土木下水道部長 山脇 智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 同部参事 池田忠夫
公園みどり課参事 勝 松男 道路課長 藤井義己 交通対策課長 水田和男
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課参事 山口 繁
下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部次長兼浄水課長 池田三紀夫 同部参事兼営業課長 前川 登
同部参事兼工務課長 林 薫 総務課長 乾 富治 営業課参事 五味宗一

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局次長代理 工藤正巳

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第44号 摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 2号 平成17年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成16年度摂津市水道事業会計補正予算
議案第35号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分(市立小川自動車駐車場以外の市立自動車駐車場に関する部分)

- 議案第 36 号 摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 6 号 平成 17 年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第 13 号 平成 16 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 40 号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 連日、議会でお疲れのところ、きょうは建設常任委員会を開催賜りまして、まことにありがとうございます。

一昨日、当委員会に付託されました案件につきまして、どうぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私は、一たん中座をいたしますけれども、待機いたしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、木村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています、案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 議案第1号、平成17年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部に係ります部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ペー

ジをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料、節3、クリーンセンター使用料は、関西電力の電柱占用料でございます。目4、土木使用料、節1、道路使用料は、道路占用料でございます。節3、公園使用料は、関西電力の電柱などの公園占用料でございます。節4、駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料のうち下から1行目の諸証明手数料は、道路幅員証明手数料でございます。

37ページ、目2、衛生手数料、節5、し尿処理手数料は、し尿処理及び浄化槽汚泥処分の手数料でございます。目3、農林水産業手数料、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示手数料でございます。目4、土木手数料、節1明示手数料のうち、上から2行目の道路敷地境界等明示手数料でございます。

52ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金、節1、土木管理費委託金では、上から1行目は河川環境整備工事委託金でございます。上から2行目の、自転車等移動保管業務委託金でございます。上から3行目の鶴野橋ほかポンプ管理委託金でございます。

55ページ、款18、繰入金、項2、基金繰入金、目5、節1、緑化基金繰入金では、緑化基金からの繰入金でございます。

60ページ、款19、諸収入、項4、目1、雑入、節1、雑収入のうち、上から16行目の路上放棄車処理協力金とその下、自転車等移動保管料と、その下、自転車等鉄屑処分金と、その下、踏荒し整地料として、市が工事請負人へ土地を

貸した場合に収納する金員を計上しております。

続きまして歳出でございますが、138ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費、節7、賃金では、上から1行目の下水道業務課のし尿収集処理事務にかかわるアルバイト賃金でございます。

141ページ、目3、し尿処理費では、その主なものとして、節13、委託料では、し尿収集運搬委託料でございます。

142ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、本市のし尿及び浄化槽汚泥が吹田市の正雀終末処理場施設で処理されていることに伴う同施設の維持管理及び整備負担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金では、公共下水道整備に伴う、くみ取り件数の減少に対するし尿収集運搬業者への補償金でございます。

147ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとして、節7、賃金では、地元農業関係者による水路しゅんせつなどに係る賃金でございます。

148ページ、節13、委託料では、河原樋ポンプ場ほか1件の管理委託料でございます。節15、工事請負費では、農業水路に係る雑工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、神安土地改良区に対する水路整備事業等の実施に伴う償還金負担金や排水施設維持管理費負担金等でございます。

153ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとして、154ページ、節13、委託料では土木施設の維持に係る作業業務委託料でございます。節28、繰出金では、公共下水道事業特別会計への

繰出金でございます。目2、交通対策費では、その主なものとしまして、155ページ、節13、委託料では、交通指導業務委託料、放置自転車等移動委託料及び自転車・自動車駐車場管理委託料が主なものでございます。また、節15、工事請負費では、交差点改良工事と道路反射鏡設置工事と、156ページ、路面標示設置工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、市内循環バス運行補助金等でございます。

157ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、事務執行経費のほか、節13、委託料では、道路境界査定委託料と駅前広場管理委託料などが主なものでございます。

158ページ、目2、道路維持費は、道路管理に係る維持管理経費のほか、市内環境整備事業などの事業費でございます。目3、道路新設改良費では、一津屋5号線道路改良事業等でございます。目4、交通安全対策費では、歩道段差切り下げなどの交通安全対策工事の事業費でございます。

160ページ、項3、水路費、目1、排水路費、節13、委託料では、排水路やポンプ場等の維持管理に係る委託料でございます。

161ページ、節15、工事請負費では、排水路に係る雑工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、番田水門設置に伴う内水対策事業の実施に係る負担金でございます。

162ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費、節1、報酬では、緑化推進嘱託員の報酬でございます。節7、賃金では、緑化推進員の賃金でございます。

166ページ、目3、緑化推進費では、その主なものとして、節14、材料及

び賃借料で、草花の借上料のほか、167ページ、節15、工事請負費では、鶴野苗圃作業場天蓋設置工事の事業費でございます。節19、負担金、補助及び交付金で、摂津市緑化推進連絡会への活動に対する補助金でございます。目4、公園管理費では、その主なものとして、節11、需用費では、公園等の光熱水費と修繕料でございます。節13、委託料では、公園等の施設の機能維持を図るための管理委託料と公園台帳の作成委託料並びに公園等砂場の消毒と清掃委託料でございます。

168ページ、節15、工事請負費では、遊具や管理施設等の取り替え、改修工事などがございます。目5、都市公園事業費、節19、負担金、補助及び交付金では、安威川ふれあいづつみ事業に要した神安土地改良区への償還金負担金でございます。

179ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとして、節16、原材料費で水防資材の購入費や節19、負担金、補助及び交付金で、上から3行目の淀川右岸水防事務組合に対する負担金と、その下の2行目の安威川ダムの建設に係る水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金等でございます。

以上、歳出の説明といたします。

続きまして、11ページ、第2表の債務負担行為のうち、府営まちづくり水路整備事業及び番田水路下流部整備事業について、期間及び限度額を定めております。

その内容につきましては、いずれも番田水門設置に伴う内水対策事業の一環として実施するもので、府営まちづくり水路事業は、農林事業により実施する三箇牧水路のゲート及び排水ポンプについて、

工事及び設計委託費用に係る本市負担金の一部を、金融公庫から借り入れるものがございます。番田水路下流部整備事業は、浜町の番田水路右岸堤防かさ上げ工事でございます。上段が農林漁業金融公庫からの融資で、下段が大阪府信用農業協同組合連合会からの融資分でございます。

以上、債務負担行為の説明といたします。

続きまして、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、土木下水道部に係る部分につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、18ページをお開き願います。

款15、府支出金、項1、府負担金、目4、土木費府負担金、節1、土木管理費負担金では、正音寺踏切関連工事負担金の金額が確定したことにより減額するものがございます。

20ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金、節1、土木管理費委託金では、河川環境整備工事委託金の金額が確定したことにより減額するものがございます。

21ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、節1、寄附金では、緑化事業寄附金2件を歳入いたしております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

46ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費、節19、負担金、補助及び交付金では、神安土地改良区が農地転用時の決済金により繰上償還したことに伴い、償還金負担金が減額となるものがございます。

48ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費、節14、

使用料及び賃借料では、電子複写機レンタル料の金額が確定したことにより減額するものでございます。節28、繰出金では、公共下水道事業特別会計において下水道使用料が減額となり、所要財源が不足することから、これを補てんするために繰出金を増額するものでございます。目2、交通対策費、節15、工事請負費では、交通安全対策工事の金額が確定したことにより減額するものでございます。節19、負担金、補助及び交付金では、フォルテ摂津自動車駐車場の共益費は管理費の変更により減額するものでございます。

49ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費、節13、委託料では、放置自動車撤去委託料と現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料、法定外公共物譲与特定委託料の金額が確定したことにより、減額するものでございます。目2、道路維持費、節13、委託料の街路樹剪定委託料、大正川ジョギングロード環境整備委託料と、節15、工事請負費の道路維持工事では、執行差金を減額するものでございます。目3、道路新設改良費、節15、工事請負費では、新設改良工事の執行差金を減額するものでございます。目4、交通安全対策費、節13、委託料の正音寺踏切関連委託料と、節15、工事請負費の交通安全対策工事の金額が確定したことにより減額するものでございます。

50ページ、節17、公有財産購入費では、土地購入が未執行のため全額を減額するものでございます。項3、水路費、目1、排水路費、節11、需用費では、味生排水機ポンプ場補修事業における修繕料の金額が確定したことにより減額するものでございます。節13、委託料では、残土等の受け入れ処分の減少及びポ

ンプ場設備保守点検委託料の金額が確定したことにより減額するものでございます。

52ページ、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節25積立金では、寄附金を緑化基金に積み立てるものでございます。

53ページ、目4、公園管理費、節13、委託料では、公園台帳作成委託料の金額が確定したことにより減額するものでございます。節15、工事請負費では、公園遊具取替工事の金額が確定したことにより減額するものでございます。節19、負担金、補助及び交付金では、ちびっこ広場管理補助金の金額が確定したことにより減額するものでございます。

55ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費、節19、負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合負担金の確定及び事業進捗の遅れから、淀川水系安威川安威川ダムに係る水源地域対策特別措置法第12条負担金の年度別負担額が見直されたことに伴い減額するものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 都市整備部長。

○岩田都市整備部長 議案第1号、平成17年度摂津市一般会計予算のうち、都市整備部に係ります部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目4、土木使用料のうち、公営住宅使用料は、市営住宅使用料等でございます。

次に37ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目4、土木手数料では、都市計画道路敷地境界明示手数

料等でございます。

次に41ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金のうち住宅費補助金は、一津屋第1、第2団地の公営住宅家賃対策補助金でございます。

次に、44ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目4、土木費府負担金は、十三高槻線から大阪中央環状線までの間の都市計画道路千里丘三島線の整備に要する府の負担金でございます。

次に50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金のうち、都市計画費補助金は、土地利用規制等対策費交付金と府景観条例事務取扱交付金でございます。

次に52ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金のうち都市計画費委託金の主なものは、建築基準法施行事務取扱委託金等でございます。

次に60ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、雑収入は上から9行目、都市計画図売却収入と、その下の公共公益費用協力金と、その下の建築確認申請者負担金と、その下の入居者負担金でございます。

次に歳出でございますが、162ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、都市計画審議会委員報酬及び事務執行経費でございます。

164ページ、委託料はフォルテ摂津の電波障害対策施設等維持管理委託料でございます。負担金、補助及び交付金のうち当部に関係いたすものは、1行目、大阪府都市計画協会負担金外10件の負担金及び165ページ、阪急正雀駅エレベーター設置補助金でございます。

165ページ、款7、土木費、項4、

都市計画費、目2、街路事業費では、報償費は、平成14年度に制定した都市景観まちづくり要綱の施行に伴う都市景観まちづくり審査会及び都市景観アドバイザー委員会の報償金でございます。委託料のうち主なものは、166ページ、千里丘三島線交差点改良事業に要する裁決申請書類作成委託料でございます。

166ページ、工事請負費では、千里丘三島線道路改良事業に要する道路改良工事費を計上いたしております。公有財産購入費では、千里丘三島線交差点改良事業に要する土地購入費と千里丘三島線道路改良事業に要する土地購入費と合わせて計上いたしております。補償、補填及び賠償金のうち主なものは、千里丘三島線交差点改良事業に要する工作物移転補償費等でございます。

169ページ、款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、住宅管理人報酬と事務執行経費でございます。

170ページ、委託料では、住宅管理に伴うもので、その主なものは、昇降機保守委託料及び緊急通報設備管理委託料等でございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、都市整備部に係わる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが16ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、住宅費補助金、公営住宅家賃対策補助金では、交付申請の手続により増額いたすものでございます。

18ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目4、土木費府負担金は、都

市計画道路千里丘三島線の道路改良事業負担金で、事業確定により減額いたすものでございます。

19ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、都市計画費補助金では、土地利用規制等対策費交付金の増額でございます。

20ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金、都市計画費委託金では、都市計画基礎調査委託金とJR千里丘ガード拡幅委託金並びに土地取引状況調査等委託金でございます。

22ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、公共公益費用協力金は、平成16年度第3四半期までの実績並びに今後の見込額を精査し、減額いたすものでございます。

次に歳出でございますが、51ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、報償費、旅費、需用費等は、事業に係る経費の執行差金であります。

52ページ、目2、街路事業費では、旅費、需用費、役務費、委託料と53ページ、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金は、千里丘三島線道路改良事業及びJR千里丘ガード拡幅支援事業等に係る経費の執行差金であります。

54ページ、款7、土木費、項4、住宅費、目1、住宅管理費では、委託料等に係る経費の執行差金と市営住宅整備基金積立金で、これは、市営住宅の整備及び管理を適正に履行するため、財源の確保をいたすものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

辻委員。

○辻委員 新しく市長を迎えての17年

度の予算編成でありましたけれども、本当に土木下水道部及び都市整備部におきましては、昼間現場に出られて、市民の声を聞きながらの中で作成されたんじゃないかなと思っております。大変ご苦労さまでございました。

初めに、予算の方の質問をさせていただくんですけど、質問が多岐にわたっておりますので、番号を言いますので、答弁のときは、番号でお返し願えたら、ありがたいと思います。ひとつよろしくお願いたします。

このたび、16年度と17年度を対比しながらちょっと見させてもらいましたんですが、きめ細かな点になると思いますけれども、答弁をよろしくお願いたします。

まず、1番といたしまして138ページの清掃総務費の賃金で、下水道業務課に係わるアルバイト賃金が、前年より85万9,000円減額になっているんですが、この理由をちょっと教えてもらいたいと思います。

次に、2番といたしまして141ページ、し尿処理費、需用費で消耗品費が16年度より277万8,000円の増額になっているんですが、ちょっとこの理由を教えてもらいたいと思います。

3番といたしまして、同じく141ページ、し尿処理費の委託料で電気保安業務委託料が16年度より4万2,000円の増額になっております。この理由を教えてもらいたいと思います。

次、4番、141ページで、し尿処理費で、使用料及び賃借料の中のパソコンの借上料が今年度ゼロになっているんですが、その理由を教えてもらいたいと思います。

5番、141ページで、し尿処理費、使用料及び賃借料で、これも電子複写機

レンタル料が1万円減額になっているんですが、ちょっとその理由を教えてくださいと思います。

次、6番、142ページ、し尿処理費で負担金、補助及び交付金ですね、正雀終末処理施設の維持管理負担金が1,488万6,000円の減額になっているんですが、ちょっと理由を教えてくださいと思います。

次、7番、142ページ、し尿処理費で負担金、補助及び交付金の中で正雀終末処理施設整備負担金、これも95万円減額になっているんですが、理由を教えてくださいと思います。

次、8番、同じく142ページのし尿処理費、公課費の中で自動車重量税の中で2万5,000円増額になっているんですが、理由を教えてくださいと思います。

次、9番、147ページです。農業水路費の中で旅費、16年度では計上されてなかったんですが、17年度では20万5,000円計上されているんですが、この理由を教えてくださいと思います。

10番、148ページ、農業水路費で負担金で神安土地改良区負担金が16年度より6万8,000円の増額になっているんですが、その理由を教えてくださいと思います。

次、12番、154ページ、土木総務費の使用料及び賃借料で電子複写機レンタル料が33万8,000円減額になっているんですが、その理由を教えてくださいと思います。

次、13番、154ページで、交通対策費、賃金で放置自転車等対策嘱託員賃金で125万5,000円計上されているんですが、この理由を教えてくださいと思います。

14番、155ページで、同じく交通

対策費、委託料、消防設備等保守委託料で、これも5万円増額になっているんですが、説明をお願いいたします。

次、15番、156ページの交通対策費の中で公有財産購入費の中の土地購入ですね、済みませんが、場所がいろいろとあると思いますが、教えてくださいと思います。

それから16番、156ページ、交通対策費の備品購入費、庁用器具費で414,000円が計上されているんですが、品目等を教えていただけたらありがたいと思います。

17番、156ページ、交通対策費の負担金、補助金及び交付金で交通安全運転講習会補助金が今年度は計上されていないんですが、その理由について教えてくださいと思います。

18番、同じく156ページ、交通対策費で共益費の内容をちょっと教えてくださいと思います。

それから19番、157ページ、道路橋りょう総務費の中の需用費の中の光熱水費、27万9,000円減額になっているんですが、その理由を教えてくださいと思います。

20番、160ページ、排水路費の中の役務費、手数料、今回20万円計上されているんですが、その理由を教えてくださいと思います。

21番、160ページ、排水路費の中で委託料、ポンプ場電気保安業務委託料で1万1,000円増額になっているんですが、その理由を教えてくださいと思います。

22番、160ページ、同じく委託料で味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料で、今回、612万7,000円計上されているんですが、説明をお願いいたします。

23番、同じく161ページ、排水路費の中で負担金、補助及び交付金でありますけれど、これは先ほど説明がありましたので、これは置いておきます。結構です。

次は24番、162ページ、都市計画総務費の中の報酬ですけれども、都市計画審議会委員報酬が11万円増額になっているんですが、説明をお願いしたいと思います。

以上、24番までお願いします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号1番、アルバイト賃金の減額理由ということで、これは、アルバイトの勤務日数、それから勤務時間を減額したものでございます。

質問番号2番目の消耗品の増額理由ということでございますが、これは脱臭瀘材の2年に1度の交換時期に当たることから、前年度より増額となっております。

質問番号3番目の電気保安委託料の増加。これは見積もりをした段階で4万2,000円ほど増額となっているということでございます。

質問番号4番目の、パソコン借上料の件について、前年度より減額となっている理由のご質問でございますが、これは、16年度において、パソコンを購入したということで、17年度については借上料が減額となっているということでございます。

5番目の質問も下水道業務課にかかわるものだったと思うんですけれども、もう一度ご質問の内容を教えてくださいたいんですけれど。この点は後で答えさせていただきます。

6番目の、正雀処理場の維持管理負担金が減っている理由ということでございますが、これは処理単価が減額となって

いるということと、処理量も減っているということから、前年度より大きく減額となっております。

8番目、自動車の管理で2万5,000円ほど増えているというのは、17年度に新たに乗用車1台分の車検を受けるということから、増額となっているものでございます。

10番目の、神安土地改良区の負担金が増額となっている理由でございますが、これは、排水設備の維持管理負担金が増額となっているということでございます。

○山本靖一委員長 藤井課長。

○藤井道路課長 19番目の光熱水費27万9,000円減額になっている理由ということにおきましては、千里丘駅前広場管理委託料の中で伴います光熱水費でございますが、16年度におきまして、ほぼ確定しました金額が27万9,000円、補正予算ではその金額を減額させていただいております。その内容によりまして17年度も同額で予算計上したものでございます。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 12番の電子複写機のレンタル料の減額ということでございますけれども、これは、当初16年度におきましては単価が3,850円ということになっておりましたけれども、17年度におきましては単価が若干下がっておりまして、2,060円という形の単価になりましたので、33万8,000円ほどの減額という形の予算計上をさせていただいております。

それから、13番の賃金の中での、放置自転車等の対策嘱託員の賃金でございますけれども、これは本来、放置自転車の移動保管に係ります職員が2名配置しておりますけれども、アウトソーシングの関係がございまして、1名の職員を置

きまして、もう1名を非常勤という形の対応で、17年から行っていきたいというふうに考えておりました、この機会に改めまして、事業の内容も苦情も多いところから、もう一遍洗い直しをしていきたいというふうに考えている事業でございます。

それから、14番の消防保守点検の5万円の増額の件でございますけれども、本来、モノレール南摂津駅の自動車駐車場の消防保守点検を5万円計上しておりましたけれども、千里丘でございます、千里丘第1自転車駐車場、自動車の駐車場がございますけれども、この建屋の中にも、やはり従来から消防の設備がございます、それで改めて17年度もその5万円を改めて計上させていただいた次第でございます。

それから、15番の土地購入でございますけれども、これは正雀駅前の自転車駐車場を自転車整備センターが運営しておりますけれども、この中に第3、第4駐輪場がございます、この土地の用地が、今、現在、土地開発公社用地になっております。土地開発公社経営健全化計画の中で、今回、その駐輪場の公社からの買い取りと、買い戻しという形で計上させていただいております。

それから、16番の備品購入費でございますけれども、この品目ということでございますが、これは放置自転車の移動保管に係ります関係でございます、従来、職員の目視による現認という形で撤去いたしておりましたけれども、最近、苦情の内容がかなりきつうございまして、職員の目視、確認している内容で理解を求めているんですけども、なかなか理解が得られないということで、近隣の中で、やはり移動保管時においてビデオカメラによる撮影を行って、しかるべくそ

ういう苦情の中で、それを確認していただいて理解を求めるという形で、今回、備品を購入、計上させていただいております。これは、ビデオカメラでございます。

それから、17番の運転者講習会が予算計上されていないということでございますけれども、これも補助金の見直しの中で、予算額といたしましては6万円でございますけれども、今回、そういう補助金の見直しの中で削減ということで、廃止させていただいた次第でございます。

それから、共益費の内容でございますけれども、これはフォルテ摂津自動車駐車場の共益費となっております、フォルテの駅ビルの下にございます地下1階の駐車場のスロープ部分、それから2階の駐車場部分と、機械式の部分、それから1階の入り口の駐車場のスロープ部分に対しましての管理費の内訳でございます、その中で全体管理費、施設管理費、修繕積立費というような形の中で、坪単価を予算計上させていただいております。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 それでは、質問番号24番につきましてご答弁申し上げます。

都市計画総務費のうち報酬でございますけれども、これも委員ご指摘のように、都市計画審議会委員に対しまして報酬費でございます。現在、審議会委員につきましては、14名の方になっていただいております。そのうち行政関係者を除きます学識経験者及び市民の代表の方々8名に対する報酬でございます、平成16年度におきましては、年間3回分の審議会を予定いたしまして、予算計上させていただいております。17年度につきましては、今回5回分の計上とさせていただ

だいております。その理由につきましては、17年度におきまして、都市計画道路の見直し等がございますので、場合によっては事前審と本審が必要になる場合もあるということで、回数を増やさせていただいたためでございます。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 質問番号9番で、ページ数が147ページでございますが、農業水路費の旅費を2万5,000円新たに計上させていただいております。その計上内容でございますが、今回、番田内水対策事業で鳥飼北部排水機場等ございまして、その関係で神安及び農林関係の府等に出張する機会が増えてまいっております。その部分で2万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、質問番号20番です。排水路費の役務費の手数料でございますが、新たに20万円を計上させていただいておりますが、これは水路の譲与に伴いまして、新たに計上させていただいております。今回、水路等の払い下げ等も予想されますので、20万円を計上させていただいております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 それでは、下水道管理課に係ります質問の中で、残っております2点についてご説明申し上げます。

質問番号21番で、予算書で申し上げますと161ページ、排水路費に係ります委託料の中で、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料の件でございますけれども、この件につきましては、正雀4丁目のところがございます山田川が安威川に合流する合流地点のところにお阪府が設置しております、安威川流域下水道の味舌ポンプ場という施設がございます。この施設につきましては、千里系、山田

系という流域下水道の施設がございます。その以前に、本市が整備いたしております味舌水路系のポンプ場がその中に含まれております。この施設につきましては、千里系、山田系という形のポンプ場ができ上がるまでの間の暫定施設として、一応、流域下水道の方で管理していただいている状況でございます。

その中で、本市の三島地域を流れております味舌水路という水路がございます。この水路の部分が、やはり味舌水路系ポンプ場の中に流入してくるという状況でございます。この味舌水路から流入します水につきましては、安威川流域を構成しております、そしてその味舌ポンプ場へ流入する関係市は、これは私ども本市と吹田市並びに茨木市の水が流入するわけなんですけれども、味舌水路に吹田市あるいは茨木市の水がもう流入しない、公共下水道整備がなされたことにおいて流入しない状況になってございます。ですから、味舌水路から、今の水路系に入ってくる水を処理するに当たりましては、摂津市域の水であるという状況でございます。安威川以北につきましては、非常に公共下水道も概成しているという状況にはございますけれども、いくばくかの農地もございまして、また、いくばくかの整備はできておられますけれども、公共下水道への切りかえをなされていないご家庭がございます。そういう水が味舌水路を経由して、味舌ポンプ場の水路系のポンプ場に入ると、こういう状況になってございます。

長年そういう状況にありまして、構成市で流域下水道で管理していただいております味舌ポンプ場の維持管理費の中に、それも含めて維持管理していただいていたという状況でございます。しかしながら、今申し上げましたように、味舌水路

から他市の水が入ってこないという事情の中では、その晴天時に入ってくる水については、これはやはり摂津市で負担してもらわなければならない、そういう性格の水ですと、こういう説明を伺っております。これはもう数年前から伺っておったんですけれども、そういうふうな状況の流れがございまして、水路系の中の晴天時に動かしますポンプを、本市の方で管理していかなければならない。その件につきまして、今回、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料という形の中で、これは安威川、淀川右岸流域下水道組合の方と管理協定を結ぶ形で委託してまいりたいと、このように考えておりました、それを計上させていただいたという内容でございます。

それと、先ほど161ページとお伺いしたんですが、電気保安業務の関係で、前年度より増額になっているという状況でございますが、電気保安分につきましては、ポンプ場の電気保安業務委託料の7万7,000円の方かと認識させていただいているんですが、その分につきましては、今回、精査した形の中で、それともう一つは、確か保安協会の方へ以前委託してまして、これが複数年、3年の契約をしていたと思います。前年度まではその3年のトータル的な形の中での安く見積もっておりますけれども、とりあえず単体で見積もりを計上しておりますものですから、昨年度より増額になっております。また、これを合わせて契約させていただくとすると、また決算の段階では落ちてくるのではないかと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号5番の電子複写機のレンタル料の差につきまし

ては、これは1枚当たりの単価差によるものでございまして、1枚当たり16年度が3,85円、これが17年度には2,06円になっているということから減額となっているものでございます。

○山本靖一委員長 一応、大体これで答えていただいたと思います。

辻委員。

○辻委員 ありがとうございます。漏れていた分もありますので、追加の質問をさせていただきます。

26番といたしまして、公園の委託料で504万6,000円増額になっているんですけど、この点をご説明をお願いします。

27番といたしまして170ページ、住宅管理費、需用費の光熱水費で前年より7万9,000円増額になっています。ちょっと説明をお願いします。

28番、171ページ、住宅管理費の公課費の中で自動車重量税ですね、9,000円計上されているんですけども、これの説明もお願いします。

1番につきましてはわかりました。

2番についてもわかりました。

3番目についても見積見積もり段階ということですので、これもわかりました。

それから、4番については、これも購入したということで、リースじゃなかったということですね、わかりました。

5番につきましては、先ほど言いました契約単価が減額になったということですね。

6番、7番についても処理量が減額したということで、わかりました。

8番の件についてもわかりました。

9番の件もわかりました。

10番についても排水路の件ですね、わかりました。

13番につきましては、1名の職員が

おって、もう1名新たに嘱託員としてやっていただくということですね。そういうことで、先ほどもありましたけれども、市民との大変トラブルが多いと聞いておりますので、職員とよくお話をさせていただいて、守るところは守ってあげて、言うべきところは言うていただいて、この方を採用した成果をあげていただきたいと思っております。

14番につきましては、千里丘の駐輪場が追加になったということで、わかりました。

15番目につきましても、正雀駅前の駐輪場の買い取りということで、わかりました。

16番はビデオカメラを購入。僕もこれは早くから質問をさせていただきました。茨木市が当初、通告なしにビデオで撮って撤去したよと。阪急の西側ですね、あそこに不法駐車がなくなったということも以前も質問させていただいたんですが、ようやくそういう形でしていただけるということで、後はまたトラブルのないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

17番についても見直しされたということですね。交通安全の講習については、万全を尽くしてやっていただくように、ひとつよろしくお願ひいたします。特に最近、以前も質問いたしましたけれども、自転車による事故の増加によりまして、今回、民主党の方も国会において、子どもに対してのヘルメット着用について提出されるようでありますけれども、私は個人的には、自転車に子どもを乗せるということは反対なんですけど、車両ですから。けれども世間では、ママチャリに子どもを2人乗せて走っているという状況ですので、できましたらそういうことで、交通安全の中でしっかりと教えてい

ただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

18番も、要するにフォルテ摂津の駐車場の件でわかりました。

19番も、千里丘駅前の管理委託料の中で確定したということで、わかりました。

21番につきましても、これは関電の保安協会がポンプ場の電気点検をやるんですか。もう一度説明をお願いします。

それから、22番も丁寧なご説明をいただき、初めてそういう水系がわかりました。ありがとうございます。

24番の、都市計画総務費の中で、回数を増やして審議するということですので、本当に市民の立場に立った見直しの審議をよろしくお願ひいたします。

先ほどお願ひした質問のほかに、課ごとに不足した質問をさせてもらいたいと思ひますので、さっき言ひました3点について、またひとつご答弁をよろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 辻委員の、26番目の公園の管理委託料ですね。それが500万円ほど増額になっている、その内容についてご答弁申し上げます。

まず、先日の議会の中でも答弁させてもらったんですけど、大正川のジョギングロード、これは現在は普通のジョギングロード的な形で管理しているの、それを都市公園として位置づけていこうという形の中で、来年度からは公園みどり課の方で草刈りとか集草業務ですね、それからナチュラルコートの清掃関係、これにつきまして環境整備費用として一応500万円を、原課の私どもの方で計上させていただきました。その関係でもって、今回、500万円が増えているわけです。

○山本靖一委員長 村井参事。

○村井建築住宅課参事 170ページの需用費の分の光熱水費の195万円の内容でございますけれども、これは一津屋団地及び鮎生野団地の共同施設に係わる電気代及び水道代の料金であります。これにつきましては、増えている分につきましては、前年度の単価を精査をする中におきまして、若干増やした経過がございます。

それと、171ページの重量税の9,000円でございますけれども、これは私ども住宅係が管理しております軽自動車の車検に伴います重量税でございます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 先ほどの質問番号21番で、予算書で申し上げますと160ページの電気保安業務委託料の件でございますが、この件につきましては、先ほどおっしゃいました業者だけでなしに、3年前にも入札において決定されているという状況ですので、新年度におきましてもそういう形で入札で業者が確定するという状況のように伺っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 21番、僕の説明が悪かったと思うんですけども、ポンプ場の保安ですから、僕は機械保安点検じゃなくて、敷地内のための保安業務なのかと。その点、ちょっとお尋ねします。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 この電気保安業務委託料と申し上げますのは、この分は排水路費で計上させていただいている分ですから、ほかにも排水路費で計上させていただいている分としましては、味生ポンプ場ですとか、あるいは高圧受電を受けているポンプ場ですね。こういうところについては電気法上、その施設の

保安点検を義務づけられている部分がございます。

ですから、本市の庁舎におきましても、高圧受電という形の中での電気設備の保安業務がなされておまして、今までは、3年前までは、それぞれ事業課といいますか、それを受け持つ担当課で、それぞれ単体で契約していたんですけども、それは一括で契約することの方が経費的にも安くつくということで、今は、全庁的な取り扱いの中で契約しております。ですから、そういう形の中で全部集めますと、かなりの総額になるというふうに伺っております。入札という形の中で、そういう高圧受電施設の受電盤ですとか、そういう施設の点検、あるいは漏電等の確認というようなことがなされている業務というふうに伺っております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 7番目のご質問で、正雀の処理施設の整備負担金が減額になっている理由について、説明をしておりますませんでしたので説明させていただきますと、これは正雀処理場の整備に係る起債償還金に対する負担金でございますが、一部償還の終わったものであるということから減額となっているということでございます。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 26番の大正川のジョギングロードですが、以前も本会議の公園管理の中で、要するにボランティアの人たちが今協力していただいて、公園の自治会なり、器用な方たちが清掃とか管理をしていただいているということ、本会議場で答弁があったと思うんですけど。そういうことも含めて、今後、ボランティアの方たちにも協力を願いながら、大正川については、やはりできればそういうふうな方向も考えていただきたいなとい

うことを、要望だけしておきます。

27番の住宅についてもわかりました。管理の車検ということで、済みません。ありがとうございました。

次に、関連の課ごとに質問させていただきます。番号が大きくなりますがよろしくお願ひします。

50番ということで、交通対策課の市内循環バスの運行補助金の件に関連して、市内循環バスの運行補助事業については、新路線の移行について前回答弁がありましたけども、検討されていると思いますが、今後の見通しとしてお答え願ひたいなと思います。

次、51番といたしまして、交通対策課の自転車利用者指導委託料の中で関連いたしまして、摂津市の顔であるJR千里丘駅前のニッショ一周辺の駐輪場の整備といたしまして、事務事業評価でもフォルテ摂津周辺に機械式のラック300台設置してはどうかという要望もあったと思うんですが、聞きますと最終、市長査定で削られたというようなことも聞きましたんですが、今後の見通しはどういうふうになっているのか、お願ひいたします。

52番、交通対策課ですね。京都議定書が本年2月より発効されまして、温室効果ガスということで、摂津市も以前から交通量の多い地域で、NOxの件で、たびたびと、ある議員さんも執念を持って質問をされておりました。いよいよ発効されて、課が違うから答弁は結構なんですけど、早朝、摂津市に他府県から業者の方が納入のために来られます。それがもう4時ぐらいから、大体、私見てますと、4時、5時あたりから到着されて、そこでエンジンをかけながら仮眠されている。ひどいときは北小学校の歩道に狭いから乗り上げて、12トン車か4トン車かを

乗り上げて、それでも前に交番所があるから、注意するのかなと思ったけれどなくて、そんな状況が今あるんです。ということで、今、掲示板にも、アイドリングはやめましょうというような形でステッカーを張って、取り組んでいます。ということで、交対策通課として、そういう早朝の駐禁のところにとめて、エンジンをかけている車両に対して、事業主にどんな形で対策申し入れができるかどうか、ご答弁願ひたいと思います。

次、53番、建築住宅課で、摂津市の住宅マスタープランについては平成17年度の計画がありますけれども、その後どうされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、建築住宅課で54番、住宅管理者はどのような管理職務をしているかを教えてください。

次、55番、市営住宅の入居者は、樹木管理費を自治会等に納めるということになっているんですが、その後の運用についてお願ひしたいと思います。

56番、下水道管理課の水路ですね。鳥飼本町の中央ポンプ場の管理委託の業務内容について、ちょっと説明をお願ひいたします。

57番、下水道管理課におきまして、淀川右岸堤防ですね。要するに、今、天端のところにバイク等が通りまして、かなりでこぼこができて、雨が降りますとそこにたまってくる。と同時に、ある1か所へその水が流れて、そこから堤防の土砂を削りながら、今なっているということで、もともとバイク通行禁止なんですけれど、だけでも間をくぐって走ると。私も朝晩お願ひしようと思って、夜、通る人に手を振ってとめるんですけど、とまってくれません。たまたま朝、そういう方に、なぜここを通られるんで

すかということで、できたら車道をお願いしたいということをお願いしたんですが、高槻の三島江の方ですかね。鳥飼下が一方通行になったから、その件で出勤が30分遅れるんやと。だから、堤防を通りますねんと、いうことをおっしゃって。また、その方も高槻は、府の職員は上を通っていくと言うたでと。何で摂津市はあかんのやというようなこともおっしゃっていました。中段については自転車道になっていますし。早朝からこの堤防につきましては、犬の散歩等、またジョギング等、朝の早くから多くの市民の方が歩行されておりまして、特にやっぱり通学路になっていますし、バイクは一応通行禁止されています。ですけれども、何とかそれを完全に通行できないような方法はできないのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

次、58番、下水道管理課で、これは私は平成15年の第3回定例会本会議で一般質問をさせていただきましたけれども、鳥飼新町の関電周辺の水路の会所の安全対策の質問をいたしました。答弁では、研究いたしまして順次解消に向けていくという答弁をいただきましたが、今年度も1か所もされていないんですけれども、進捗状況をご説明願いたいと思います。

59番、下水道業務課で、し尿収集事業について、今、金銭補償がされているんですが、複雑な補償内容だと思うんですが、どのようになっているのか、補償についてお聞きしたいと思います。

次、70番、公園みどり課。公園のごみ箱の撤去をお願いしたいと思うんです。今、本当に家庭ごみが捨てられていますし、また昼、近所でコンビニでお弁当を買われて、そして公園で食事をしていただくのはいいんですけれども、その容器

が捨てられる。ですから、2日ほどで、あのカゴがいっぱいになってしまうということで、そこへカラス等がきまして、かなり散らかしているというような状況が、この都市公園にもあります。私も小さいながらちびっこ広場を管理させていただきまして、ごみ箱を外しました。そうすると、一、二回は横へ置いていたんですけれど、今、ごみは1つもありません。持って帰ってくれました。そういうことを考えますと、大事だと思えますけれども、状況を見ますと、このごみ箱を都市公園から撤去できないのかどうか、ご答弁をお願いいたします。

次、71番、道路課。道路を占有している物件があるんですが、どのように指導されているのか、お答えをお願いいたします。

同じく72番、道路課で、バリアフリーの施策で、今回も阪急正雀駅とか、駅周辺についてはかなり力を入れてやっていただけたということです。ただ、やはり市内、住宅地の中におきましては、道幅が狭いとか、段差があるとか、高齢者の方から、鳥飼地域においてはいろいろとご要望がございます。そういう生活道路にかかわるバリアフリーについてはどのように考えておられるのか。計画なのかあるのか、どっちかわかりませんが、ご答弁をよろしく願います。

以上です

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 辻委員の70番の公園のごみ箱を撤去できないかという対応でございますけれども、確かに何遍もよくお聞きすることなんですけれども、生活ごみを公園に捨てられる方、これはかなりおられます。そういう中で、今現在、私どもの方で考えておりますことは、まず何か所かモデルケースで撤去する場

所を今検討しております。大体7か所か8か所ぐらい、一遍ごみ箱を撤去して、それで様子を見てみようかなと考えておりました、看板の方も一応でき上がっておりますので、早々にそれを一遍実施してみようと思っております。その中で、どのような形で効果が出てくるについては検証いたしまして、もし全体的に効果が上がってくるようでありました場合においては、全市的にも考えていこうじゃないかというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 50番の市内循環バスの新路線の今後の見通しということでございますけれども、新路線につきましては、北と南ルートという形で近鉄バスと協議を重ねてまいりました。協議を重ねていく中で、地元の方のいろんな声もお聞きしてまいりまして、やはり新路線の場所につきましては、従来のコースから若干一部走れないところがございます。烏飼大橋から中央環状線へ抜ける道がルートがなくなるために、一津屋地域の方がご不便になるというふうなことから、そういういろんな要望もお聞きしております。その要望の中には、やはり小型バスをもう少し、もっとコンパクトにしたバスで一津屋地区の中へ回ってもらえないかというふうなご意見もございまして、そのことで、私も近鉄バスに、バスの形状についていろいろお聞きしてまいりました。

路線バスとしての形状を一番最少人数何人ぐらいですかという中で、やはり11人乗りのバスですよということで、近鉄バスにお聞きしますと、バス会社の中で1台はあるんだけどというふうなお答えも聞いておりました、それが市内を走っていただければ問題はないかなと

思うんですが、ただ近鉄バスもかなり努力していただいております、現行、今、市内循環バスの小型バスでございますけれども、そのバスで一津屋地域の中においてもらったような形で、実験をしてもらった経過がございます。やはり、中へ入る分については可能なんですけれども、やはりかなりドライバーのテクニックが必要だというふうなお話も聞いておりました、今後、その辺のバスの大きさと、それから改めて限られた補助金の中で、そういう経路がいけるかどうかという形で、今後、バス会社と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、やはりもう一つ一番の問題は、待機場所がやはり一番ネックになっておりました、市役所前にあります阪急バスのバス停、この付近にも近鉄バスのバス停がどうかというふうなことで、阪急バスに可能かどうか伺っております。そういうことを含めまして、今、そういう問題がございますので、それがクリアできれば、ある程度、また、ご報告できるだろうと思っております。

それから、51番の千里丘駅前ですね、西と東、フォルテ摂津前につきましては、やはり放置自転車はかなりあると。平日でも400台から500台の放置がありまして、土、日曜日では、800台から900台というふうな台数がございます。指導員もさることながら、整理をしていただく方も配置させていただいて、点字ブロックを避けたような状態で整理させていただいているのが現状でございます、その中で駐輪場の増設ということは、新たに土地を購入してというのはなかなか難しいところがございますので、せんだって高槻市の方でも都市開発株式会社の方で、おっしゃっているような機械式のラックを設置されたという経過もござ

います。そのことで、当時私どもの方も、そういう予算計上をさせていただく形で進めてまいりましたけれども、現在の進行といたしましては、やはり駅前のフォルテ摂津のビル管理も含めて、摂津都市開発（株）でございますので、その辺の駅周辺の状況もよくご理解いただいております。都市開発の方でも、そういう駐輪場のラックが設置できないかということ、今、検討していただいている状況でございます。都市開発の方におきましては、駐輪場、自動車駐車場も管理していただいております。その辺の対応も十分できるかなということもあって、独自で考えていただいているところでございます。

それから、52番の、トラックのアイドリングも含めた早朝の駐車ということでございますけれども、これもやはり鳥飼地区はかなりそういうトラックの問題が多くございまして、私ども以前から、一度早朝で調査をいたしまして、運送会社前はかなりトラックが待っていて、アイドリングをしていると。そういうことで、一度、運送会社の中にも実際に足を運んで申し入れもしてきたところもございます。

せんだって、やはり鳥飼の方でございますけれども、早朝に限らず日中でもそういう車両がとまっているということの苦情もございまして、それもアイドリングの関係ですと環境対策課の方の所管になるんですけれども、駐車という形もございまして、私どもが出向きまして、直接、運送会社の方に申し入れをしてきたところございまして、ドライバーに対しまして、チラシでアイドリングをしないような指導もしていただいております。会社の方も、そういう悪質なドライバーがおれば出入りを禁止するとい

うふうな形の回答もいただいているような状況でございますので、またそういうふうな箇所が、まだ市内にもたくさんあります。ですから、今後、そういうふうな形の方法で進めていけたらいいなというふうに考えております。

○山本靖一委員長 村井参事。

○村井建築住宅課参事 それでは、54番と55番の質問にお答え申し上げます。

54番の住宅管理人の位置づけでございますが、摂津市住宅条例23条の規定に基づきまして、各団地に基本的には1名配属いたしております。特に一津屋第2団地におきましては2名。合計8名でございます。主な職務の内容でございますが、毎月の家賃の封書及び通知文書の配付並びに役所との連絡体制。特に昨今の災害等の緊急時におきます連絡体制は、特に強化を図っております。

それと、市営住宅内の樹木の管理でございますけれども、市営住宅7か所でございます樹木の管理は定期的にやらせていただいております。特に一津屋第1団地、第2団地、野々団地、鱒生野団地、八町団地と、定期的に入らせていただいております。内容といたしましては、樹木の剪定、消毒、施肥等、定期的な中身でございます。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 ご質問の53点目の、住宅マスタープランにかかわる問題につきまして、お答えいたします。

摂津市の住宅マスタープランにつきましては、平成9年3月、平成8年度に策定されておまして、おおむね10年ということで、平成17年度がおおむねの完了期間となるところでございます。この中で振り返りますと、一津屋第1団地、第2団地の建て替えを、それぞれ平成9年、平成11年で完成しております。私

どもは、過日の本会議でもご質問がございましたけれども、近々の課題として考えておりますのは、やはり木造の耐用年数が既に経過しております鳥飼野々団地、また、37平米という居住面積が狭小である鱈生野第1団地、第2団地。これらにつきましては、住宅マスタープランの管理計画の中にも示されておりました、もう十分課題として承知しているところでございます。

こういった観点から、平成12年度に市営住宅整備基金条例を制定しまして、現在、基金を積み立てておるところでございまして、16年度末で2億5,000万円ほど基金が積み立てられます。それを考えますと、我々としては、できる限り財政とも話をした中で、国の動向もございまして、財政負担のならないようなプランを考えまして、前向きに取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 藤井課長。

○藤井道路課長 71番の道路の不法占用とは、どういうふうに理解したらよいのかというふうに思っておるわけなんでございまして、最近、特に私どもの方に苦情が寄せられておる内容から申し上げますと、生活道路におけます住居前のプランター、植木鉢等が道路にはみ出しておると、不法占用じゃないのかと、というようなことで、車の出入りがしにくい、交通事故の原因になるという苦情が参っておることも不法占用でございまして、これにおきましては、個々にその所有者に対応しておる現状でございまして、なかなか協力が得られないという現状もございまして、これは精力的に働きかけたいというふうに考えております。

それと、72番の生活道路についてのバリアフリーについての17年度の取り

組み内容でございまして、予算の概要書で申し上げます。88ページに、道路課所管にしております交通安全対策費というものを計上させてもらっておりまして、その中で計上しております内容としましては、歩道段差切り下げ及び視覚障害者誘導ブロック設置事業としまして300万円計上しております。その内容としましては、10か所におきまして、これは毎年させてもらっておりますけれども、その内容で計上している点と、それから鳥飼本町81号線ほか3路線の歩道改良事業ということで、予算としまして350万円、場所につきましては鳥飼北小学校周辺ということで考えております。それから、別府新在家線歩道改良事業といたしまして300万円。17年度におきましては、約ですが70メートルほどの歩道の改良を考えております。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 質問番号56番の鳥飼本町の中央ポンプ集中管理室についてでございますが、本施設は汚水を防除するために設置されたものでございまして、汚水に対し万全を期するために集中管理室の各系統、20数か所の雨水の維持管理を行っておるものでございまして。

それと、業務内容でございまして、降雨時に施設を運転操作しまして、浸水を防除するために日常の施設の点検、整備や水路を巡視して、投棄されたごみ等の清掃やスクリーンに流入したごみ等を除去し、稼働時に施設が停止しないよう、維持管理をしているものでございまして。

それと、維持管理体制でございまして、4月から11月につきましては24時間、常時1名勤務しております。ただし、降雨時は複数名の管理体制をとっております。それと、4月から10月の間でござ

いますが、夜間8時間でございますが、1名の応援勤務をしております。それと、12月から3月の間でございますが、昼間3名の勤務。昼間ですので9時から5時の間でございますが、勤務しております。また、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は休ませていただいております。ただし、降雨、注意報等が発令された場合は、24時間の勤務体制をとっております。

続きまして、質問番号58番でございます。会所の安全対策についての推進状況でございますが、現在の財政状況も考慮しまして、効果的かつ安全な方法で調査研究を行っている最中でございます。その会所の箇所数が48か所改修する必要があるところでございますが、費用的にもかなり高くなりますので、危険度の高い西側の方から改修の年次計画を立てさせていただきまして、限られた予算内で許す限り改修に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 質問番号57番の淀川右岸堤防、この部分についてバイクが乗り入れているというお話の件でございますが、淀川の堤防、淀川全体ですけれども、堤防を含めていいますと河川敷の中では河川公園、あるいはスポーツ施設というような利用がなされている状況でございます。ですから、そこを利用される方のための駐車場も整備されておられます。ですから、堤内地から堤外地に向けての通路はでき上がっている状況。

もう一つは、国土交通省の方の河川管理者側にしましては、一番最上段となります天端の部分ですね、この部分は今申し上げます車の通行の部分でござい

ますから、舗装されている部分と未舗装の部分がございます。河川管理者としては、その上を車両が通行するということは認めておられない状況でございます。ですから、その部分にはゲートなり、あるいはバリカーなりを整備されていると。堤内地の中段側には、本市が整備しているわけなんですけれども、自転車・歩行者専用の道路がございます。やはりその部分につきましても、バイク等の侵入を避けるがためのバリカーで侵入防止をしているという状況でございます。一番最下段におきましては、市道という位置づけの中で、幅員は十分ではございませんけれども、車が通行できるという状況がございます。堤防の要所要所には水防倉庫も設けられているという状況がございます。ですから、堤体全体をとらえてみる範囲の中では、車両も通行できる範囲がある。自転車、歩行者の方が、その専用道として使われる部分。あるいは、日常の散歩というような形で使われている部分という分け方ができようかと思いません。

委員ご指摘のとおり、バイクが無造作に通っていると。台数こそそれほど多くはないかと思えますけれども、自転車も走れる、車も走れるという状況の中では、非常にバイクはいとも簡単に、ちょっとした斜面でも上りやすく、原動機がついている分が、やはり動きやすい状況になっているかなと。本来はその方のモラルの問題かというふうには認識いたしております。ただ、その方がバイクを利用する中で自分の方の都合で、自分の安全性であったり、自転車であったり、歩行者に対する危害のことを懸念に置いておられるかどうかわかりませんが、そういう認識でご利用なさっているのではないかなと思えます。

ですから、以前の流れの中で、やはりそういう通行されている方に、本市の方も、頻繁ではありませんけれども、そういう啓発といいますか、ここは通ってもらったら困りますというような形の指導を行っている経緯もございます。その中では、やはりその場では、あっそうですかというふうな形で、認識はしていただいているんですが、やはり自分の側にかわってみますと、つつい利用されると。先ほど委員も説明の中でありましたように、下の市道敷の部分については一方通行というような形の規制もかけられている部分も事実でございます。ですから、東に向くか、西に向くかとの都合の中では通れない範囲の部分については、その通りやすい部分を恐らく選択されている。やはり、下を通ると道路幅員も狭い。交通量もそこそこあると。そういう形の中で、その利用なされる方の危険回避をもってされているんじゃないかなというふうに認識するところでございます。

本来、そういうことはできるだけ避けていただきたいと、私どもも願うところでございます。ですから、目撃する折には、そういう声もかけてまいりたいと思っております。ただ、その部分について、一番天端の部分ですけれども、天端の部分につきましては、道路交通法ですとか、そういう規制もかかっておりませんので、警察でなしに、やはり河川管理者の方にも実情を説明をし、そういう内容を訴えていかなければならないかなと考えております。天端のそういう利用によって、凹凸といいますか、でこぼこ状態、水たまりができますと、そこから漏れた水が堤外地の方でなしに堤内地にも漏れてくることで、堤体部分の土砂を流すと、こういう状況かと思えます。ですから、その点につきましては、一応現状も確認さ

せていただいた上で、国土交通省と申しますか、所管の淀川建設工事事務所ですか、そちらの方にもそういうお話を申し上げて、採石等の補充が可能であるならば、そういうこともお願いしてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号59番目のし尿収集業者に対する補償ということでございますけれども、これまで下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、この法の趣旨に沿って金銭補償及び代替業務を提供してきておるところでございます。具体的には平成7年の協定書、それから平成10年の協定書に基づいて補償をしているところでございます。

○山本靖一委員長 内容についての説明をとおっしゃっているんじゃないですか。石川課長。

○石川下水道業務課長 金銭補償につきましては、下水道整備により減少した件数、これは前年度に減少した件数に対して1件当たりの単価を乗じて金銭補償をしています。代替業務につきましては、公園ごみの収集、それから死獣の処理、自転車撤去といった内容でございます。

○山本靖一委員長 質問で重ねていただきますか。

辻委員。

○辻委員 50番につきましては、大変悩んでいることはわかります。提案ですけど、多分、堤防敷の方が中に入って大変だということもあって、苦勞しておられると思います。

提案ですが、ダイヘンの東口ですね、あそこから入って右が一部狭いんですが、ちょっと離れるとかなり広い道路ができていますね、ダイヘンの塀沿いに、味舌

小学校に向かっていく。河川のところは一部きちっとされて、そこはましなんですけど、一度調べていただいて、小型のバスが、一部ダイヘンの下請け会社の建物だと思うんですけど、そういうような形でしてあれば、その区域を通過して、行けるコースもできなくはないかなと、こういうように思っていますので、一応調べていただいてお願いします。これは要望しておきますので、よろしくをお願いします。

それから、51番、現状としましては、大体900台あるということで、極力、さっき言いました千里丘駅前、摂津市の顔ということですので、大変市民の生活の場である地域でありまして、大変難しいと思いますけれども、その点、よろしくおほいしたいと思ひます。

次、52番のことあります、チラシもまいてやっていたら、ありがとうございます。よく環境対策課とも相談していただいて、一体となつてこの問題に取り組んでいただきたい。もしよければ、私たち自治会等も配付でもお手伝いはさせていただきます。

次、53番、住宅のマスタープランについてはわかりました。大体目処は、聞きましたけど、もし基金がどのぐらいたまれば実行に移していただけるのか。この点、ちょっとおほいしたいと思ひます。

次、54番、住宅管理者はわかりました。嫌がられるかもわかりませんが、これは野々団地なんです。要綱には、要するに住宅内で営利行為はいけませんよということをやっているわけですね。それは老朽化してええやろうと、空き家もあるからええやろうと。だけど、まだ最近、不幸にして離婚されて、子どもを抱えた方が見ているんですよ。あそこでもええから入りたいというてんです。

住宅なんです。そんな中でこういう状況を、これは1日でできませんよ。多分。ここだけやない、前もでしょう。こういうことを管理されて通報がなかったのか、また職員の方が見回りしなかったのか。こういうことを見られた市民の方が、今言いましたように、若いお母さんが事情によって離婚したと。住宅が安いところに入りたいた。野々のあの古いところでもいいんですといつて見に行ったら、こんな状態でありましたよということだったんです。この点、ちょっともう一度、どういふ管理をされているのか、ご説明を願ひたいと思ひます。

それから、樹木の管理費もやっているということで、市の持ち出しもありますね、管理の。要するに樹木剪定の形で。それと兼ね合つてどうされているのか、もう一度だけちょっとお願いします。

56番については、大体説明をいただきました。私も、ちょっとだけ要望しておきますけど、当初このいきさつがわからなかつて、いつ行つても巡回しておりますからといつて、携帯番号をかけて、要するに出ておられて、おらなくて。中はもうこうこうと電気がついている。それは12月から3月の間、昼間ということで夜はしてないと、1人、緊急で置いているということで。いてないのに巡回しておりますといふのは、巡回中看板を掛けてね。もし、あれを市民が見て、本当に緊急なときに行つたときにどうなるのかなといつておられて、ご要望いたしまして、対処されたと思うんですけど。そういうこともあります。

それからまたおほいしたいのは、この20か所の施設があつて、そのうち何か所がやっぱり、機械を保護するための建物があつて、そこに駐車禁止のポスターが張つてありますけど。けどもとま

ているんですよ。あるところは我がのガレージみたいに。緊急なときにどうするのかなど。やはり、今、いつ起こるかわからないですね。雨量の点で、天気予報の確率が高いと思いますけど。その点、ちょっとそういう面も、きちっと対応できるような形で、ご指導をしていただきたい。使わない光熱水費というのはむだだと思っんです。その点、よろしく願いしておきます。

それから、57番の淀川の右岸の件でありますけれども、本当に旧家の自治会長さんも、過去にやっぱり堤防が決壊したということで、かなり心配されておりました。そういうことで、この件についても粘り強くやっていただくようお願いしたい。

ただ1つ、江口橋を越えて大阪市内へ行きますとバイクが1台も通っていません。天端に。何か、多分一方通行であると思っんですけれども、大阪市の東淀川の方に一遍聞いていただいて、調査していただいて、どういう理由で向こうは上を通らない。自転車、バイクを見てきましたが、やっぱりバイクが通れないような措置もしてありますし。その点、勉強していただいて、お願いしたいと思っんです。

この点は、東淀川の鳥飼高校に通っているお母さん方の多くの方が、歩道が段差が多くて朝危ないと。こういう形なので摂津の議員やから何とかして欲しいとって電話がかかってきましたんです。淀川のところに、摂津市としては立派な自転車道をつくっていますから、ちょうど鳥飼高校の裏に出ますよと言うたら、あそこはバイクが来るし危ないしというようなことをおっしゃったんで、そういうことも兼ねてお知らせしておきますので、よろしく願っします。

次、58番については、順次建てると

いうことで。やっぱり、我々本会議なり一般質問なり委員会で質問をさせていただくのは、市民の方からの要望なんですよ。危険やから何とかしていただけませんかという。それに対して、一般質問なり、また委員会でお願っし、また単独で行くわけですけども、やはり、やるというような答弁をいただいたら、私たちは、やっぱりこのように川を考えておりますよとって、依頼者に報告するわけですよ。それがいつまでたっても進まないということは、やっぱり私たちは、議員に答弁やなくて、皆さん方は市民に答弁してありますよとって、極力、できなければ経過でもいいんですから、報告を願っしたい。私たちはその仲介をしていきたいと思っんです。そうすると市民の方は安心する。何のあれもなくしてほったらかして、どないなるとるんやというようなことにならないように、ひとつよろしく願っしておきます。

それから、59番の補償のことなんです。補償金、1件についていくら出されているのか、ちょっと教えてもらいたいと思っんです。それから、公園のごみ、自転車の撤去等にも出されているし。ちょっとやっぱりこの間、いきさつは僕らはわからないんですけど、いろいろなことが流れておって、要するにごみの委託をおっしゃっているのか。であるならば、清掃職員も日夜不安な気持ちで、仕事も従事しているだろうと思っんです。これは今に始まったことじゃないんです。もう何十年も前からこの問題があるんで、一度ここで今後どうされるのか、一遍聞いておきたいと思っんです。

次、公園のごみ箱の撤去につきまして、モデルをつくってやっていくということですね。これは、この前、鳥飼地域のひと、自治会長と懇親があったんです

が、やっぱりほとんどの自治会の役員さんが、ごみ箱を撤去してくれという声が多かったです。やはり、それでいくと自治会等で公園の管理では意識を持って携わってもらっているという意識に立って、今後、検討をお願いしておきたいと思います。

それから、今のことでプランターとか、鳥飼西小学校区については、逆に年1回、花を植えかえというような形で、駐禁をなくすためにプランターを置いて、植えかえして、自治会の皆さん方の協力によってやっています。そういうこともあります。実は、以前も議会の方で質問があったと思うんですけど、鳥飼八防バス停のところに屋台が1台置いてますね。こういう形の。これは立ってたんですけど、今年倒れたと思うんです。3回張り紙をされましたね。その後、撤去してくださいよ。もし車の放置のように対処できるかどうか。この文面やったら、撤去してくださいよだけしかないんですね。ということで、ちょっとこの点、こういうようなことはどういうぐあいにされるのか、最後にお答えをお願いしたいと思います。

それから、バリアフリーの件でありますけれども、やっていただいております。そういうことで、今後の退職された方が鳥飼地域、私と同年代で新興住宅の方にかわってきて、いよいよ定年をして、熟年世代に入って、今まで車通勤、バイク等で行くときは一定の道路しか通ってなかったと。ところが、このごろ金融機関とか、お母ちゃんのかわりにひよこひよこ商店街に行く。今まで全然見えてなかったけど、自分が初めて高齢者になって通って、はじめて大変歩きにくいのがよくわかってきたと。ここで住み続けていくには、やっぱりそういう住宅地域内のバリアフリーの方も考えてもらいたい

なというような、この間お話がありまして、あるところでそんな形で一方通行のお話もどうなのかと、地域住民がえらい辻が進めとるようなこともちょっと言われまして。相談があったんですけど。いろいろとあると思うんですけども、そういう形で、今、歩道についてはやっていただいておりますけど、住宅地の中にも要望があれば考えていっていただきたいなということを要望しておきます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

村井参事。

○村井建築住宅課参事 それでは、辻委員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

市営住宅の樹木の管理でございますが、市内の指定業者に委託をしております。団地によっては、老朽化に伴う樹木等もありますので、市から材料を支給して、補てんも含めてやっていただいております。

次に、市営住宅の野々団地ということで、市営住宅の管理についてでございますが、市内7か所、210戸の住宅を管理しておる現状でございますが、適宜な住宅パトロールと市営各団地の管理人と連携を密にしながら、維持管理に努めておる状況でございます。住宅の保管義務におきましても、市営住宅は市民の財産でございます。住宅全体を大切に使用いただくというのが原則でございます。また、共同生活のルールの中でも、お互いの生活を尊重し、協力し合っていくことが必要であり、ほかの人に迷惑をかける、被害を与えないというのが1つの原則ではなかろうかというふうに考えて

おります。

ご質問の件でございますが、文書通告、電話の上、本人と面談、事情説明をする中で、いろいろ地域の苦情、あるいは市に対する苦情もございましたが、早急に処理をして取り除くと。その後、現場を見てほしいということで、一定、確認は得ております。今後におきましても、地域の管理人と連携を密にしながら、意思疎通を図って、住宅管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 藤井課長。

○藤井道路課長 それでは、71番、道路の不法占用についてのお問いでございますが、特に鳥飼西2丁目37番地先に位置します屋台でございますけれども、今現在、自主撤去を求める張り紙をしておりますけれども、今後におきましては期限を切りまして撤去してくださいと。期限を過ぎますと、本市での撤去等を考えていきたいと、こう考えております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 し尿収集業者への補償ということで、私の方からは、これまでの経過、それから単価について説明をさせていただきます。

昭和50年に合特法、下水道整備に伴う一般廃棄物の処理業等の合理化に関する特別措置法が制定されておまして、この法の趣旨を尊重する形で、平成3年、平成7年、平成12年、平成14年、協定書、覚書等を交わしております。平成3年の協定書では金銭補償のみで、平成元年以前のを一括補償しております。平成7年の協定書では金銭補償と代替業務がございまして、平成2年から平成6年までのものを金銭で一括補償。平成7年から今日までは金銭補償と代替業務の提供ということでございます。

平成12年の覚書と申しますのは、1

社に対して別途放置自転車の移動委託を提供したものでございます。平成14年度の協定書と申しますのは、2社の委託業者のうち1社が廃業したことによりまして、同社が収集していた地域について、新たに補償協定を締結したというものでございます。現在は1社のみにより収集委託が行われておりますが、金銭補償の内容といたしましては、地域ごとに2つの単価となっております。平成7年の協定書では、2万4,130円という基本単価が決まっております、代替業務を提供しているということから、その単価を調整して、1万8,670円という単価で補償している地域、それから平成14年度の協定書に基づいて、これは廃業した地域に係る単価でございますけれども、これについては代替業務を提供していないということから、基本単価2万4,130円で補償しております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 今の石川課長の説明につけ加えまして、今後の対応ということのお話があったかと思えます。

この件につきましては、非常に難しいところがございます。ただ、平成7年度の基本となっております協定を結びまして、10年経過するところでもございまして、委員ご指摘のように見直しのことと考えていってもいいんじゃないかというようなお話もございます。本市の財政事情、あるいは世間の状況なども、非常に今、目まぐるしく厳しい状況に変わってきておるという状況もございまして、ですから、今、現状では合特法の趣旨に基づく形で協定書を締結させていただいておりますけれども、今後、やはりこの補償の内容、あるいはあり方、こういうことについては私ども、一方的にどうこうするわけにもまいりませんので、相手方

との状況等も、私どもも苦慮するところ、業者側の言い分もありますけれども、その辺のところを改めてどうしていこうかというような、探りの形の中で協議をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 53番目の、住宅整備基金は一体いくらたまれば事業ができるのかとのお問いでございますけれども、事業につきましては計画規模等に大きく変わることにはなると思っています。ただ、基金が2億5,000万円あると。そういった中で大きな事業で考えますと、公営住宅の事業費というのは、従来でしたら公営住宅の建設事業費補助金2分の1ありまして、残りが公営住宅の建設事業債、これも100%ということで従来はできとったわけです。そういったことから考えますと、2億5,000万円の基金があるというのは、非常に大きいものであるとは考えております。

それで、例の三位一体改革の中では、公営住宅の建設補助金が従来は2分の1ございましたけれども、地域住宅交付金に変わりました、国費補助率が最大10分の4.5となるということを知っております。10分の0.5減額になるということです。最大という言い方をしますので、ちょっと補助金とまた交付金ということで性格が変わろうかと思っておりますけれども。

そういった中で考えますと、一体いくらということになると、非常に厳しい部分もございますけれども、財政とも協議しながら、できるだけ早い時期に一定の方向づけはしていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 59番の補償の問題がありますけれども、金銭補償、また代替補償とされているんですけど。大変この間、すきとした形で見直しを次にさせていただきたいと。提案ですけど、やっぱり摂津市の財政もありますし、今言いましたように業者の方の言い分もあると思います。多分、従来のようにごみの事業を補償してほしいというようなことも聞いておりますから、ここはひとつ環境業務課、また下水関係、そして理事者、そして組合等、四者で真剣に財政を見ながら、どのような補償がいいのかということを検討させていただいて、各課ごとにやっておりますと、なかなか意思の疎通がかかるんじゃないかなと。お互いに思いがあって、不安な思いで今おろうと思っております。ですから、公共下水道もあとわずかですからその点、こころで真剣に、できたら四者の中で協議、見直しをお願いしたいと要望しておきます。

住宅マスタープランの、要するに早急にということになりますけれども、限られた予算でありますけれども、またひとつよろしく願い申し上げます。

それから、71番の占用についても、僕が知ってから4カ月ぐらいになるんです。やっぱりその点、きちっとひとつよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、住宅の管理については、一月に1回ぐらいは管理者の方でご相談もされているんでしょうか。一月、一月いろんな形でされた方がいいんじゃないかなと思います。そういうことで、大変、言うたらボランティア的な管理人だなと思っております。この金額では、そういうことでよく守っていただきながら、お願いしたいなと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 私の方は正直言いまして、監査もさせてもらって、監査等々でもいろいろ言うてますんで、ちょっと気になる点だけ質問させてもらいますので、よろしくをお願いします。

まず1つは、予算書の中の34ページ、土木使用料につきまして。道路占用料ですね、公園占用料が記載されておるわけでありすけれども、皆さんご存じのように12月議会で可決されました法定外公共物管理条例に伴いまして、占用で特に水路の占用等がどうなっているのか。また、占用料を取るに至って、以前より私はいろんな質問をさせていただきましてけれども、財政面から見てどういう形でこれから進めていくのかということ、まず1点お聞かせ願いたいと思います。

次に、これからずっと質問しますのは、予算概要という形でやらせていただきます。77ページの農業水路費、しゅんせつ賃金で240万円。これは、しゅんせつ回数と人数と仕事内容を聞かせてくれませんか。

82ページの交通対策費、道路反射鏡の300万円。これは、今回どれぐらい予定しているのかということと、まずお聞かせしたいのは、中央環状線の新幹線の下のところですね。前まで中華屋かなんかがありましたところなんですが、あそこは今回、JR自身の工事が終了しまして、今回、完了をほぼしそうです。そこでこのカーブミラーをぜひとも設置したいという面で質問させていただきますので、この面に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、83ページの交通安全対策費の360万円。これは夜間点滅の、ちかちかというあれなんです、何個やられて、どの方向性、どこら辺に設置をしよ

うと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、84と85ページに重なるんですが、自動車駐車場管理事業で2,508万1,000円出てるわけでございまして、管理していただけるのは重々わかっているんですが、前にもこれをお願いしたケースがあるんですけども、自動車の料金所の支払い等を機械化できないかということをお願いしているんです。そのことによって、ひょっとしたら管理運営費なんかも安くなるんじゃないだろうかという意味におきまして、質問しているわけでございまして、その面に対するお考え等をお聞かせ願いたいと思います。

それと、関連するんですけども、87ページの道路維持の件でございますが、十三高槻線の三鈴紙業、前にも質問させてもらいましたが、塀をして中身が見えないように。というのは、ごみをいっぱい置いてるわけです。それが、私が質問をさせてもらってから、また倍に増えているんです、実は。まして、もう8割まではふたをしているんですけども、あとの2割をふたをしていないために、摂津というたら、やっぱりきれいにしよう、きれいにしようと言っているとかわからず、あれを見て、何やということになるんですよね。この間、高校生ぐらいの子どもらがあの中で越えて遊んで、いろんなことをやっているわけです。そういうことにおいては、管理的にもやはりちゃんとしてほしいという意味において、どういう方向性を考えているのか。また、どういふぐあいに大阪府に対する対応をしてきているのか、聞かせていただきたいと思います。

96ページの公園施設整備事業で、公園管理工事で680万円出ておりますが、

この内容だけ聞かせてくれませんか。

私は以上です。

○山本靖一委員長 藤井課長。

○藤井道路課長 道路反射鏡の17年度におきます予算といたしましては300万円計上いたしております。予定設置数といたしましては20基を考えております。委員ご指摘の新幹線側道と中央環状線との交点、簡単に申し上げますと、新幹線側道から中央環状線を左折する折に、非常に危険であるというところでのカーブミラーの設置でございますが、かねてよりこれはいろんな議員の方から要望が上がっております。現場におきましても、数回となく検討を重ねてまいりました。先ほども申し上げましたように、左折時に対して左側といいますか、北側から来られます歩行者、自転車の方等について見落としがちである。また、さらに鳥飼大橋から来る車についても見にくいということも両方兼ね備えております。

今、委員おっしゃいましたように、前ありました中華料理屋がなくなりまして、新幹線の工事がほぼ終えようとしております。これは耐震補強工事なんですけれども、それに向けまして、そこにカーブミラーを立てることによって、北側から来る方の歩行者、自転車の対策が講じられると私も考えておりますので、設置可能であれば、府道敷になるか新幹線敷になるかということも検討していきたいと思っております。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 予算概要17ページの農業水路費のしゅんせつ賃金についてお答え申し上げます。

しゅんせつ賃金は、農業用水路の地元しゅんせつ活動に対しまして、1人当たり3,000円を支給しております。地元しゅんせつ活動は16地区で実施して

いただいております。鳥飼地区は7地区、味生地区は3地区、味舌地区は5地区、三宅地区1地区で、計16地区でございます。それと17年度は800人の方の予定で計上させていただいております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 予算概要の96ページの公園施設整備事業の中の公園管理工事です。これの680万円の内訳でございますけれど、まず、都市公園が38か所、それから緑地、緑道25、ちびっこ広場が91か所とあるんですけど、その主に維持補修的な形の事業でございます。主な内容につきましては、大体ほとんどフェンスが一番多いわけでございます。あと、照明灯の関係の設置と、それからあと一部パーグラとかルーバーの関係の取り付け関係。それと、680万円のうちの120万円が雑費として一部いただいております。計680万円の工事として発注してまいる予定にしております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 予算書34ページの土木使用料にかかわります道路使用料ですとか、あるいは公園の使用料、公園、道路の占用料の関係で、12月議会において法定外公共物の管理条例をご承認いただいたところなんです。この中で水路の占用がどうなっているのか。財政面上から見てどういうふうを考えているのかと、こういうお問い合わせかと思っております。

この件につきまして、私どもも近隣市とも、あるいは他市からもいろいろな情報聴取がございました。そのような形の中で、今回、私どもの方としましては、法定外公共物水路といいますか、水路の部分に通路橋を設けてという場合につきましては、一応この場合につきましては

占用料免除という形にさせていただいております。

いろいろ意見があろうかとは思いますが、やはり近隣でもこの意見は二分されているような、二分とは言い過ぎかも知りませんが、やはり本市と同じように、通路橋については徴収しないというお考えのところもございますし、私どもも、やはり占用料を徴収することは、今回、免除するというにさせていただいております。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 予算概要83ページの360万円、交差点の工事の関係でございますけれども、まず360万円の内訳といたしましては、新設信号機の設置に係る交差点改良の予算と、それからそれに係ります交差点の案内標識がございます。それと合わせて、今、ご質問がございました夜間点滅信号機が52万5,000円という形の内訳でございます、現在33か所設置いたしております、16年に新たに新設といたしまして4基設置いたしております。ただ、当時からの箇所数については、当然、新設からは10年ぐらいの耐用年数等があると聞いているんですけれども、毎年調査の中では、やはり3基、4基、消えている箇所がございますので、毎年予算の計上の中では、新設3基、それから復元3基という形で、6基計上いたしております。

それと、設置の条件といたしましては、本来、交差点でございますので、十字の交差点の中で照明の余り少ない、暗い交差点という形の箇所を基本的に思っております。ただ、その中でも、かなり現在T字方の交差点もございます。交通量の多いところ、危険度の高いという判断をしたところから、順次新設については設置しております。

それから、概要の84ページの駐車場の管理に係ります機械化というご質問だと思いますけれども、これも私どもも以前からいろいろ検討も重ねてまいりまして、有人がいいのか、無人の機械式がいいのかということも検討もしてきたところでございますけれども、やはり駐車場の場所の出入り口、位置にもよるんですけれども、機械式になりますと、今現状を変えてしまうとなりますと、精算機とか、そういうソフトの変更とか、かなり費用がかかってくるというふうなこともございます。

それとあわせて、フォルテ摂津の自動車の駐車場でございますと、やはり以前もお話させていただいたように、防犯の関係もございまして、やはりその辺のことも考えていかなきゃならないかというふうに思っております。一番の問題は、費用的なものもやっぱり左右されるんじゃないかなと。精算機にいたしましても、1台500万円から600万円ぐらいかかるというふうにお聞きしております。ですから、市内全体の駐車場を、もし仮にそういうこととなりますと、かなり費用も見えていかなければならなくなるというふうに判断しております。

○山本靖一委員長 山本参事。

○山本まちづくり支援課参事 十三高槻線の目隠し板の件でございますけれども、前回の委員会が終わりましてから、すぐ現地確認いたしまして、どの箇所が足りなくなっているかというのを確認しました。図面を作成しまして、すぐに大阪府の茨木土木事務所に出向きまして、この箇所がまだ設置されていないということで要望してまいりました。そのときは、平成16年度では、もう予算的にはやる余裕がないということでしたので、平成17年度で対応したいという返事をいた

だいて帰ってまいりました。年が明けまして2カ月ほど前ですか、1月に入ってからもう一度念押しということで、土木事務所の方に参りまして、来年度の予算措置をしていただきましたかという確認をさせていただきます、来年度やる枠はちゃんと確保していますという返事をいただいていますので、来年度は必ずやっていただけるものと思っております。

向こうの方から、もし担当者が変わりましても、次の担当者には必ず引き継ぎますという言葉、向こうの方からいただいていますので、年度が明けましてから、もう一度また私の方から出向きまして、きっちり設置していただくように、もう一度要望してまいりたいと思っております。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 土木使用料の問題ですね、水路の占用の。これは個人的な生活の上で横断するという、これもある反面やむを得んかなという形は、正直言って持っているんです。ただ、そこで営利の目的があっておられる場合の徴収の仕方を考えてもらわなあかんと思いますよ。そこで仮に駐車場、車をとめて、今ですと大体1万3,000円とか1万5,000円とかいう、やっぱりそれなりの利益を上げているわけでしょう、本当のところ。やっぱりそういうことにおいては、営利が目的でしとるんだったら、絶対取るべきだと思いますし、まして神安、個人的な問題から見ましても、仮に貸している場合も、神安の場合だったら全部取っているんです。同じ水路でありながら、何でこんな差が出るんやということを僕は言いたいんです。ましてや摂津市は財政が厳しいわけでしょう。そしたら、お金の取れる、占用して取れるわけですから、堂々と取れるわけであって、それを

あえて取らんということ自体、僕はおかしいと思っているんです。そういう面に対してもう一度聞かせてくれませんか。それとまた他市の状況、今ちょっと言うてもらったけども、北摂7市なんかでどういう形になっているのか聞かせてくれますか。

農業水路の管理の問題。これはわかりましたが、これは800人の人、皆出ていただいているんですか、本当に。だれがチェックしているんですか、きちっとしていますか。一遍聞かせてください。

それから、道路反射鏡の問題です。わかりました。努力をしてこれからやっていただけるんじゃないかなと思っているんですが、ただ、1つは危険性というのは、実はちょうど中央環状線を左に曲がるとしますと、実はあそこによろ大型車両とか車が駐車してるんです。あの地域を、できたら駐車禁止にしてほしい。といいますのは、曲がろうかなと思っても、駐車しとるもんですから、中央環状線の真ん中辺の車線に向かって左折れしなくてはならん。これは大変危ないんです。これが地域の方からも結構言われているんです。あそこをできたら駐車禁止にしてほしい。それと、新幹線の下あたりを駐禁にしてほしいと。なぜかという、曲がりたいかなと思っても、全く先方が見えないんです。ということで、これは要望しておきますけれども、あの地域をできたら駐車禁止地域に指定していただきたいということを要望しておきますので、よろしく願います。

それと、83ページの交通安全対策、夜間点滅の問題。これはありがたいです。うれしいです。実は、なぜかといいますと、この設置をしていただいたことによって、実は今まで夕方と朝方の、ちょうど夜が明けてくるかなと、今から日が暮れ

てくるなというときに、実は事故が起きているんです。それをつけてもらったことによりまして、ぴたっととまりました。だから、私が言うてるのは、多く事故の起こるようなところ辺は、信号機を設置したらそれは一番よろしいかもしれんけども、これを設置してほしいんです。そのことによって、事故というのが、出会い頭の事故というのが本当に減ると思うんです。私の近くで過去にちょっとお願いして、あれからその事故というのは1回も起こってないんです。これは毎年1回ないし2回、大きな事故が必ず起こったんですが、そこを設置していただいたことによって、本当にぴたっととまったんです。どうかこれを推進していただきますように要望しておきますので、よろしくお願ひします。

それと、自動車駐車場の管理の問題、これは1台500万円、高いですね。けど、これを1回つけたら10年かそこらいろいろなものがもつわけでしょう、極端に言うたら。経費の関係から見ますと、管理費とかその面で削減ができるんですから、その方がはるかに私は有利だと思うんです。1人つけて、はい、どうぞと言ってお金をもらってやっているよりか。一遍、これを協議してくれませんか、考えてくれませんか。機械の方が、確かに最初は高くつくかもわかりませんが、将来的には本当に安くつきます、間違いなく。一遍協議してください。また、これの答弁をお願いします。

それと、十三高槻線の予算を、清掃をつけていただいたというのは、本当にご苦勞を申しまして、本当に申しわけありません。ただ、あの現場を見ましたか。自転車はつりっぱなし、冷蔵庫は置きっぱなし。あれだったって極端に言うたら整理整頓してくれているのだったら、

私は余り言いはしません。ほりっぱなしですね。あんなことをしてくれとったら、摂津市の恥ですわ。これ、大阪府に言うてください。摂津市の議員から恥やと言われてるって。そうでしょう、摂津市は、まちをきれいにしましょうということで、一生懸命言うてるわけですよやんか。あのままずっと放置している自体が、本当に摂津はなめられている。私はそう思っています。ですから、やっぱりもっときれいにさせていただくよう要望しておきます。もうこれ以上言いません、よろしくお願ひします。

それと、96ページの公園の問題です。大正川。おかげさんで都市公園の方向性になるようであります。私は前にも言いました。その公園は、できたらいろんな市民の皆さんが、いろんな形で活用できるような方向性を展開してほしいと。一般質問等でも私は、鯉のぼりを上げたり、またスイセンとかいろんなものを植えたいです。まして虫の里を私はつくりたいということを行いました。こういう構想的要素というのは、これからちょっと考えていく方向性があるんでしょうか。私は、この周辺、こちら辺ですね、もう草は刈らなかつたら、そこに2年か3年の間に必ず虫がわいてきて、スイッチョンとかクツワムシというんですか、ああいう虫が来て、実は大阪府下の中で、そういう虫の声が聞こえるというのは、本当に山の中ほどに行かんと聞こえないです。20年前は正直言いまして、ここの周辺でも結構聞こえたんです。幸いうれいなと思ったのは、新幹線の基地がございます、あんなとこでと思うところがあるんですが、ちょうど夏から秋にかけて、スイッチョン、ギーと鳴く虫がおります。結構鳴いている。そういう意味において、できたらやっぱりこういう公園を、一部

分ですけども、虫の里的要素を本当に考えてほしいなということを思っているんですが、いかがですか。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 それでは、まず農業水路費にかかわりますしゅんせつ賃金、これは800人チェックしているのかと、こういう話ですけども、一応、地元水利担当の方から清掃日時の連絡がございまして。終わってから、やはりその水利員の方々から、この日には何人出ましたという参加人員表を提出していただいて、その人数に見合うものをお支払いしているという形でチェックしておりますので、よろしく願い申し上げます。

もう1点、水路の占用と申しますか、通路橋の件。営利目的でしている分については徴収、取るべきであると、こういうご指摘。神安の方も取っているじゃないかと、同じ取れる品物に対して、なぜ市の方は取らないのか。あとは、北摂の状況というようなお話でしたので、まず1点目の営利目的。通路橋と申しますのは、土地が道路に接していないという状況にあります。水路を挟んでいるということですが、やはり、その中で水路を活用していただこうとすると、そこに何らかの形の通路橋をつくっていただかなければならない。それをつくっていただくのは、あくまでも個人であると、こういう状況にあります。水路の上空を通過するから占用という話にもなるところかと思うんですが、非常に本市の置かれています水路の構成ですね、これが非常にややこしい状況にございまして。確かに見かけ上は水路で、公共的要素を十分担っているわけなんですけれども、その中には、やはり個人所有と言われる水路もございまして。その中で、その境界が定かでないですとかいうところもございまして、従

前から越石水路というふうな形で、地元の方でもそういうきちっとした条項は作っておられないかもわかりませんが、そういう個人の提供地をもって水路とされている部分もございまして。

もう一つは、今までいろんな形で橋が現実的にかかってきております。その分について、すべて協議対象しているか、今までも徴収していませんから、その拾い出しですね。ですから、条例ができたから、条例ができた時点から徴収してもいいじゃないかと、こういうご意見もあろうかと思っております。ところが、やはりはた目から見た感じでは、取る物件、取らない物件というのが明らかに出てまいります。これはやはり利用される方に対しての不信感を抱くんじゃないかなと、こういうふうにご考えています。

もう1点は、その土地が水路を介して道路に接続している。あるいは、その水路がなくて道路に接続させている土地。本市で申しますと、十三高槻線ですとか、あるいは千里丘寝屋川線、あるいは大阪高槻京都線、こういうふうな大きな道路があって、本市が管理します市道の中でも歩道付きの道路がございまして。そこで開発される場合に、乗り入れ口の部分については、やはり形状変更をなされます。これは一定の手続をやっていただくことになろうかと思っております。その折に、その部分に占用料を取っているかといえば、取っていないのが現実でございまして。また、取る理由もないかなというふうに思っています。

本来の目的、歩道ですが、この部分については、歩行者であったり、自転車等の通行が縦断的に行われる。水路の場合も、やはり水路の機能として水が流れる状況にございまして。これもやはり縦断的に物の動きとしてはございまして。その違

いは、果たして説明できるのかということもございます。ですから、今回、私どもとしましては、占用料を徴収しない、必要最小限の範囲で活用していただこうと。通常であれば4メートルぐらいまでは活用の範囲とさせていただこうと。ただ、道路事情、あるいはそこへ出入りされる車両の関係上、軌跡を描いた形の中では4メートル以上を越す部分もございますけれども、その部分についても同様に扱っていかうと、こういう判断をさせていただいたという状況です。

神安がなぜ取るのかという話もあろうかと思えます。神安の方は神安の方で、用水を、あるいは農業の排水ですが、こういうものを機能として管理しておられる。本来、農業水路というのは、できるだけ目視できる状況が一番ベターかと思えます。ですから、やはり神安としては、そういう管理する上での目的の違いもあろうかと思えますし、使用料という状況で徴収されているというふうに向っております。ですから、その辺の性格の違いも多少はあるのかなというふうに思うところでございます。

近隣の状況はどうかというところでございます。北摂7市までは確認してないんですけども、近隣ということで、吹田市、茨木市、高槻市、ここらあたりに確認してみました。そうしますと、やはり吹田市、茨木市は一応徴収するという回答がございました。高槻市は徴収しないと、こういう内容でございます。高槻市の方にも、なぜ徴収しないのですかと、こういうお話を申し上げたら、今、私が申し上げた内容とほぼ同じだと。ですから、そういう形では徴収しがたい内容かと判断していますという回答をいただいております。

一方、吹田市の場合ですけれども、4

メートルの場合については徴収しない。それ以上を越える部分については徴収していくと、こういう回答でございます。茨木市も同様に、4メートル以上の範囲を徴収するというような判断をされています。その辺の考え方はいろいろあろうかとは思いますが、私どもとしましては、できるだけ不公平、公平、不公平というところは非常に難しいところがございまして、そういうところで判断させていただいたというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 中野委員の虫の里構想、確かに貴重なご意見として受けとめさせていただきます。私の方も、一応どんな形にしたら虫がいつきやすいのかと、一緒になって勉強したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 駐車場の機械式を協議してみないかということでございまして、個々の駐車場によっては、それに合わせた条件がいろいろございまして、仮に機械式を設置することによって、どういうふうな問題があるか、発生するかということも考えながら、それとあわせて費用対効果も見ながら、どこまで機械式でいけるのか、今後、他市の状況も見ながら研究してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 今、機械経費の問題、これは正直言って、将来必ず浮いてくる。何でかということ、職員1人を置いて徴収しているわけでしょう。それが機械になれば、その分は浮いてくるわけですから、必ず二、三年後にはペイができると思うので、これは見解の相違があるかもしれ

ませんが、できたらやはり、できるところは機械警備にして、人件費とかそういうものを本当に削減し、管理運営費をやはり下げていくということを、努力をしていただきたいと要望しておきます。

今、水路の占用料の問題です。常にいろんなケースが考えられると思うんです。重々わかっています、いろんな難しいことはわかっています。しかし、今、この条例ができて、通った日にやっていかなんだら、ずっとそのまま同じことを繰り返していくと思うんですよ。これこそ私は、一般市民から見たら、地所をこうで住んできた人は、もう自由にそこをつこつたら、これこそ私、差別ですわ。そう思いませんか。片や一方の人は、さっき言うたように駐車場の上をつくて、1万5,000円から、多いところやったら2万円はろとる。かたや水路の上で、自分のとこでつくって、板を置いてつくって、その上に乗せて、それを貸して、何のお金も取らんという、こんなばかげたことがおまっかいな。これは本当に市民が言うてるんですよ、実際的に。まして私が言うてるのは、神安だったって利用をさせてもらう場合、神安はふたをしません。みんな利用者にふたをさせて、それから使用料で取っているんですよ。それだったら私は、いろんな実情はあるかもしれないけども、やはりこの際、調査して、これならもらわなあかなというたら、もらったらいいんです。それが当たり前と違いますか。もう一度聞かせてください。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 水路の占用料ですけれども、いろんなケースは考えられようかと思えます。確かに今までの水路の部分を通路橋を設けて使われている場合に、いろんな使われ方がされてい

るのが現実でございます。また、手続もなくそういう行為をされている物件もあろうかと思っております。

今回、条例を制定させていただいた形の中では、免除の内容の規定も盛り込んでおるわけなんですけれども、1つは公共性を持つ事業、このものについては公共団体が行うものについては減免の対象にしますよと、これを条例でうたっております。それ以外に、公益上必要があるときですとかいう形で減免の対象にしますという内容にしております。この条例にあわせまして規則も考えておまして、その中に、減免規定というような形で、いくつかその対象になるものに対して、減免率ですとか、そういうものを記載しておるわけなんですけれども、非常に委員おっしゃるとおり、取るとすれば今なのやもしれません。取らないのも、やはり今かなという考えを持っております。

先ほど、近隣の話を見せていただきましたけれども、非常に各市ともこの条例を制定するに当たりまして、非常に悩んでいるところが多うございます。南の方の市ですけれども、そこの方がお見えになりました。そこも取るか取らないか、結果は聞いておりませんが、非常に悩んでおられました。その悩んだ中で、やはり北摂から南まで、一通り確認させていただきたいと思っております。私どもに来られたところには、まだ半分くらいの市を回ってきたと、こういうお話でした。そのところで、大体そしたらそれだけ回られたら、案も固まってくるでしょうねというようなお話もしました。そうしますと、いや、ますます悩みましたと。聞けば聞くほどややこしいと。やはり、今、確認してきた中では、取るとおっしゃる市が半分、取らないという市が半分、こういうような状況で、聞けば聞くほど

それぞれの事情がございますし、それぞれの悩み事があるということで、その担当の方も非常に悩んでいますということで、本市の内容を聞いて帰られました。ただ、私がおの方に、やはり今と同じような話をさせていただきました。そうすると、なるほどそれの方が自然体かもわからないなというようなお話もございまして、この条例を制定するに当たりまして、近隣市とも顔を合わせた中でお話をさせていただきました。

委員ご指摘の神安のお話も出ました。非常にその部分では説明しづらい。ただ、これはやはり行政もそれぞれ違う事情を持っている。その事情があるなら徴収しろというのが最終結論になるやもわからんのですけれども、そういうふうなお話になりまして、私としましては、過去からの政治の難しさ、今後も、やはりその土地自身が橋がないと活用できない状況にあります。その橋があることで活用できるということは、その土地自身の価値観が上がってくる、あるいはその営利の方の部分につきましても、やはりそこでは何らかのものが発生する。これは反対に税の中で徴収させていただけることの方が、その土地を活用していただくことの方が、未活用であるよりも活用していただくことの方が、私は有利ではないかなというようなことも考えまして、今回、条例制定の中で減免対象の中で通路橋の部分に関しましては占用料を減免の対象にしたいと、このように考えたところでございます。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 これはちょっとおかしい。私の考え方はそうです。さっき、土地利用の問題においたって、仮に橋をかけたことによって土地が生きてくるというんだったら、何ぼかの形で出したって、そ

の土地かって値打ちがあるわけですよんか。だから、取るべきなんです。ちゅうちょしとるなんて、僕ら考えられへん。ましてや、私ら本当に市民の目線から見たら、そこに駐車場とは言いませぬわ、いろんな施設を置いて、そこで何らかの営業をしてかせいでいる。言うたら駐車場でもそうですよん。お客さんが来るたびに、その駐車場にしているとか。そんなところは取ったらよろしいよんか。何をちゅうちょすることがありますの。そのことによって、取ることによって、やはり水路の管理運営だっけきちとできるじゃありませんか。

そりゃ他市のいろんな状況だっけ、半々あるんだったら、ましてや摂津市は今財政が厳しい、厳しいと言うとるんだったら、いただいたらいいじゃないですか。もう一度、聞かせてください。

○山本靖一委員長 土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 今、いろいろ宮川の方から委員に報告いたしておりますけれども、本市におきます水路の占用の実態調査をさらに行い、また他市との状況調査もさらに行った中で、一定の考え方を整理した中で、報告、相談してまいります。

○山本靖一委員長 ほかに質問はありませんか。

柴田委員。

○柴田委員 それでは、私も予算概要の方で追って質問します。

まず、第1点は82ページですけども、道路反射鏡について少しお聞かせいただきたいんですが、20基ですね。これをどこにつけられるのか。きょう聞くことはこのことじゃなしに、担当もご承知と思うんですが、過去に反射鏡がついておって、建築の都合で取られてしまっ、自治会から何とか復活できないかと

いうところのことがあって、なかなかやっぱり状況が難しいということで、懸案事項になっていたところがあると思うんです。それは、今日に至って全くもう望みがないものか、それとも今後の交渉でそこへつけられるという可能性があるのかどうか、こういうことについて。20基に関連して聞いてますんで、別に20基がどこと、どことという説明は要らないと思いますが、そういう分も含めた20基になっているのであればありがたいんですけれども、その辺を教えてください。

それから、次は83ページですけれども、交通安全対策事業の中で、交差点改良に関連して少しお尋ねしておきます。このことはここへ絡ませて聞くのはいかがかと思いますが、もう何回となく地域自治会なり地域周辺の人と市の方とで、一定の話し合いなどをされている経緯がある、実は阪急車庫の、JRとの府道と市道とがまざっているところの交差点なんですけれども、あの交差点につきましては、非常に交差点の形態が悪いということで、交通事故また歩行者が非常に危ないと。それは以前から阪急に隅切りの土地の提供、また阪急に協力をとということと今日まで進められてきて、阪急の方も、土地については市の方のお考えについて協力をしたいということと、最近、法律が変わりまして、国有地などが市の方が担当できるようになって、その土地が阪急の中はかなりあるということで、阪急の方は、土地については一定の代替で、その隅切りの部分の土地は提供できるというような方向にまでいっているというふうに聞いていますが、いざそれを改良するとなると、あの部分の一部は大阪府道の交差点でありまして、また一部、岸部に通じる方は市道ということで、大変難しい状況の中です。

その辺と、またその周辺に取りつく歩道が、一部住宅の占拠とまで言えるのかどうかわかりませんが、あいまいになったところで歩道が切れているという部分もありまして、この部分については大分自治会の方でも、もう少し周辺整備をしてほしいというようなことから、要望書なども出ていると思いますが、その辺の取り組みについて、市の方はどのようにお考えになっておられるのか、またどの程度、どういう方向で今後進めていかれるのか、ちょっときょうはそれを聞かせておいていただきたいと思います。

それから、次は85ページですけど、正雀自転車駐車場のこれは公社からの買い取りでしょうか、1億9,300万円お買いになるということですが、これは大変、今、そういうお金を予算的に約2億円のお金を捻出するというのは大変でしょうけども、一部には国の方から、いつまでも公社が土地を持っていてはいけないと、早く市の方で買い取るべきものは買い、整理すべきものはしようというようなことで、過去からも公園の用地なども買い取ったりしてきた経緯はあると思うんです。そのときには何らかの交付金で算定しますとか、いろいろなこともあって買われた経緯もありますけど、今回見てみたら、あくまでも市債の発行のように思うんですが、これは今、財政の平準化ということを言うております中で、今、今年予算に約2億円近いのを計上しなきゃならんということになりますと、全体予算からいくと、かなりなウエートを占めてくるというふうに思うんで、今、金利なども非常に安い折ですから、こういうものは、この安い金利のときには、できるだけ上手に平成22年ぐらいまで金利負担だけで、向こうへジャンプというようなことは本当にできないのかどう

か。そして、しかるべきときにこの土地をこうてもいいのではないのかと、こういうふうに思うわけですが、今回、こうしてお買いになるということですが、その訳と申しますか、買う予算をおつけになった理由を少し説明していただきたいと、こういうふうに思うわけです。

次に、91ページですけども、正雀のエレベーター設置に関する補助金のことですが、これは今回の代表質問でも何人かの方から、正雀駅のエレベーターの設置についてという代表質問もありました。また、過去に多くの議員の皆さんが、この地域のエレベーターの設置をやっぴり望んでこられて、やっとことしに1基ですけれども、日の目を見るということになったということは、これはこれからの摂津のまちづくりを考えていく中、また駅前のバリアフリー等を解消していく、また障害者等に快適な車の乗降をしてもらうということについては、ありがたい一歩だということを感じているわけで、またその説明の中で、過去には何回となくこうした委員会でもエレベーターの設置がどうなんだということでは、約4基が要ると。4基については、1基がざっと1億5,000万円ぐらいで、6億円ぐらいのお金が要るんだと。その中で、国が3分の1、事業者である阪急が3分の1、市が3分の1と。その市については府の方から、またその設置に対していくらかの補助を求められると。当初は1基について2,000万円ぐらいの助成があると言うてたけれども、最近では1施設について何ぼとかいうようなことで、また若干変わってきて、きのうの答弁の中では、エスカレーターもつけるし、それから障害者用のトイレの改修をもする、いろいろなことを含めて、阪急の方が提示しているんでしょうか、11億円ほど

のお金がかかると。その3分の1は摂津で持たなければいけないと、こういうふうなことになったと思うんです。

そして、大阪府の方の助成は、どうもきのうは2,600万円というような数字が出たかのように思うんです。私は、ちょっと聞くところによると、これは1基が1,300万円で、あの施設については当初は1基2,000万円で4基だったけど、そのうちに1基しか出さない、それは2,000万円だというような数字が出て、また大阪府の方のいろいろの補助金のあり方などを考えてくれて、最終的に正雀のあのエレベーターには、2基分で1基1,300万円というような数字で、大阪府の方から、今回のバリアフリー法の事業を立ち上げている中での駅のエレベーター等の補助金として、そういう数字が出てきたのかどうか。それもあくまでも見込みなのかどうか。そういうことをひとつ聞かせていただきたい。

そこで、一番市民がこのことについて知りたがっているのは、1基はいつごろ、どの部分につくんと。それから、最終的に4基はいつごろまでにつくんと。きのうの説明でも少しあったと思います。既にその青写真というのはできているのかと、こういうことを聞かれて、我々はエレベーターがつくようになりましては言うたものの、じゃどこにつきますのと言われてたら、具体的な返事ができないという状況でありますので、きょうはひとつ、この事業を進めていかれるのに、阪急が主体となってやっていかれるところに、我々としてはバリアフリー法に基づいた事業立ち上げに基づく必要ないろいろな事業を立ち上げられて、その中で阪急といろいろと折衝をされる中で、事業主体は阪急の事業として、我々ができるだけの補助をやっていくということに

なっているのかどうか。どうもその辺が、何か摂津市がバリアフリー法に基づいてつくって事業を進めていくかのようにも見えるんですけど、この駅舎内については、あくまでも事業主体は阪急そのものがやられるんだと。また、周辺の取りつけ道路等のバリアフリー法に基づく開発等は、市が独自でやっていくんだと。こういうことになってるんじゃないかと思うんですが、その辺がどうも具体的に市民に説明するのに、私自身がそこまでの頭がまだ働かないので、今日は、ひとつその辺はどうなっているのかということ、教えていただきたい。もう既に11億円というような数字が出てくるんですから、これだけの数字が出るためには、最終的にこういうものができるんですよという青写真なり、また1つの設計図ぐらいはあるのではないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。もしあるものであれば、この際、平成17年度は、この程度のエレベーターがつかます、18年度はこうなります、向こう3年間で最終的にはこんなものができますという、1つのものをやはり提示していただければ、我々はこれから市民に説明するとき、非常に具体的に説明できると思うんですけど、そういうものが現在、今回の1基、2,000万円を補助される、これは1億5,000万円の範囲の事業で行われるというふうに聞いてますけれども、それも含めて、その辺はどうなっているのか、これをちょっと教えてというか、説明がいただければお願いしたいと思います。

次に、95ページで、公園の維持管理費の中で、実は保険料というのがあるんですが、これは自治会、2団体ということで、ちょっと6万円だったでしょうか、どんな内容の保険料を各自治会にお

払いになるのか教えていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、2つほどお尋ねしたいことがあります。1つは、都市計画道路の見直しということで、きのうも原田議員から代表質問で出ておりました。私も以前に千里丘のあの開発の中で、もう既に長年たっているところをいつまでもフォルテ摂津の手前のところですね、あの辺も含めて放置されてきているから、やはり都市計画の見直しが必要ではないのかということも申し上げてまいりました。そのことについて、具体的に千里丘三島線の、今回、見直しをどのようにやっていこうとお考えになっておられるのかということ、1つ。

それから、ちょっと収入のところでお尋ねしたらいいのか去年も問題になりました建設の、開発協力金の関係なんですけれども、毎年うちは開発協力金を今も取ってるし、ことしもそれにある程度の予算化をされているのではないかと思います。これは他市と比べたり、また法的に言うても取ることはいかがかということで、問題提起されると、非常に行政としても苦しいところがあるというご答弁の中で推移していると思いますが、やはりこうした財政が厳しい折の中での取り組みということも含めて、一度市の方の考え方として、今持っておられる考え方をここでお示しいただければありがたいと。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 柴田委員の質問の中で、保険料の話でございますけれども、まずこの65自治会、2団体といいますのは、これは全体をそくった中での話でございます、あくまでもこれはちびっこ広場の、実際に今管理していただく団体の保険料でございますので、ちよっ

と内容と、右と左はこれは合っておりません。全体で備考欄でそくっておりますので。

それで、保険料の内容につきまして一応説明をしておきますけれど、まず公園のいろんな形で事故とかそんなんが起きた場合に、一応保険に入らせてもらっています。それにつきまして、都市公園とちびっこ広場と緑地、緑道の関係で、総面積約27万3,096平米ございます。その中で、まず1つの事故につきましては、大体1億円が普通限度でございます。1名に対しては2,000万円。対物賠償保険ですが、1事故について1,000万円ということでございます。それともう1点は、公園のボランティアをしていただく方につきまして、賠償責任保険に入らせてもらっています。これにつきましては1事故2億円ですけれど、死亡とか後遺症が出た場合においては1,140万円まで出ます。入院の場合は4,000円、通院の場合は1,500円ということで、その合計が68万9,000円の金額になっておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 8番目の開発協力金について、私の方からお答えさせていただきます。

実は、開発協力金、当委員会でも過去に何度かご論議願いまして、社会状況がかなり悪くなっているという状況の中で、廃止を前提に徴収額の最高額1戸当たり40万円を20万円に、平成15年の途中に引き下げているというふうに認識いたしております。

当初、平成13年に当委員会にお諮りしたときには、大阪府下で44市町村のうち、大体20前後が実質まだ徴収をしていたというふうに認識いたしております。

す。ちなみに現在、大阪府下43市町村のうち、摂津市を除いて実質徴収しているのが8市町村に減少いたしております。その8市町村のうち、5市町村が廃止または減額に向けて検討をされているという状況です。

先ほども申しましたように、裁判があちこちでされております。現実に裁判の結果として、行政側に好ましい結果は出ておりません。当初これができました社会背景ですが、時代背景を考えると、やはりその時代、時代に合うた必要なものは社会的に許容されてきた。しかし、現段階で、言うたら小学校が余り、幼稚園が余り、統廃合が話題になっている昨今の時代に、いつまでもこれを続けることができるかということは、我々としても、この時代背景を認識した上で、対応を考えていかないかという時代が来ているんだと認識いたしております。現段階で我々がこれを近々に整理していかないかのかなという認識に立っております。

○山本靖一委員長 藤井課長。

○藤井道路課長 それでは、道路反射鏡についてでございますけれども、委員ご指摘のとおり、既設であったやつが分譲住宅に変わったことによりまして、既設の反射鏡がなくなったという事実がございます。これにつきましては、全体的に私どもいつも苦勞しておりますのは、設置する場所において、その近隣の住居の方に必ず断りを得なければならないと。過去におきまして、つけたことによりまして、そのカーブミラーに登られてのぞかれる、またまたそれに登られて窃盗といいますが、盗人が家に入るじゃないとか等々の問題提起されたこともございました。によりまして、通常はつけられる側については非常に迷惑なものでありまして、通行者においては便利なもので

ございます。交通安全の観点から申し上げますと、ないよりある方がいい。しかしながら、つけられる側が嫌がる。こういうふうな実態から、指摘の場所につきましても、何回か、何度となくそういうふうな土地の所有者に断りは申し上げてはおるわけなんですけど、なかなか理解が得られないというような状況が、今現在続いております。

さらにそこでなくて違うところにつけることによって何か効果が上げられないかということも含めまして、現段階でも検討をしておるといのが実情でございます。今後におきましても、引き続き検討して、設置に向けて何とか努力をしていきたいと、こう考えております。

続きまして、府道正雀停車場線とJRとの交差点を、千里丘駅方面に府道がつながっております、岸辺駅方向に市道でございます、その市道部分の歩道といたしますか、歩行者等の安全、さらには府道の横断しております横断歩道がございます。そこには当然横断歩道がございますので、信号機つきでございますので、歩行者等の信号機も設置されております。しかしながら、岸辺駅の方から歩いてこられまして、その横断歩道を渡るときに、信号がたまたま赤の場合、どこで待たうらいいのかという、歩行者だまりがない実情がございます。本市の考え方としましては、渡っている道路が府道でございますので、また、横断歩道もついておりますのも府道にかかっております。その府道を横断するがために人が待つということの観点から、人だまりといたしますか、たまり場所については、何とか大阪府の方で考えていただきたいということで、数回となく申し入れをしております。さらにその改良につきましては、委員がおっしゃったように、阪急電鉄の所有地

でございますけれども、この所有地につきましては、法定外譲与のこともございまして、操車場の中に摂津市という所有地が生まれたことによりまして、用地は交換によりまして生み出すことも可能ということで、おっしゃるとおり、用地については協力を願えるという承諾を得ております。そうしますと物理的に施工の費用ということになりますので、その部分につきましては、何とか大阪府に今後も申し入れを行いまして、何とか実現に向けて努力していきたいと、こう考えております。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 ご質問のうち、阪急正雀駅のエレベーター設置補助金に関する問題でございますけれども、これも先日の代表質問で市長がご答弁されている内容と一部ダブったご答弁になることを、お許し願いたいと思います。

まず、阪急電鉄では平成17年度に、駅の構外、これは正雀本町側だと伺っておりますけれども、これを1基予定されておられます。その事業費が1億5,000万円。そのうち3分の1が私ども摂津市が5,000万円を補助するものでございます。

エレベーターの設置の負担金の考え方ですけれども、委員もおっしゃっていただきました、まず鉄道事業管理者が3分の1、国の補助が3分の1、それで地方公共団体、これは私どもでしたら本市と大阪府になるわけですけれども、地方公共団体を合わせて3分の1の補助となっております。ただ、17年度につきましては、後年度の支出が多くなりますので、大阪府の補助金は充ちたしておりませんので、3分の1の5,000万円の補助をさせていただきますと考えております。

まず、資金の計画でございますけれども

も、阪急正雀駅全体の事業費では約11億円程度、まだ概算でございますけれども伺っております。そのうち、先ほど申し上げた負担割合でお支払い、補助するわけでございますけれども、その3分の1の中で、大阪府の補助金でございますけれども、平成16年度の補助要綱では1駅当たり2,000万円以内となっております、ただ、現在、大阪府ではエレベーター1基当たり1,300万円以内を限度として、1駅当たり2基、エレベーター2基でございますけれども、限度とするという内容。これを該当しますと最大2,600万円1駅になりますけれども、この補助を平成17年度改正に向けて検討中であると、このように大阪府から伺っております。

そういうことで、全体を仮に11億円としますと、地方公共団体が負担します3分の1補助で約3億6,600万円程度になってまいります。それと、大阪府の先ほど申しました補助金2,600万円、これを差し引きますと、概算ではございますけど本市の負担金は3カ年で3億4,000万円程度かなと、こういう試算となっております。

また、具体的な工事の内容でございますけれども、あくまでも平成17年度から19年度までの3カ年でエレベーター、構外で改札の構内、それぞれ2基ずつ、計4基でございます。それと、エスカレーター、これは構内でございますけれども2基を設置していただきます。それとあわせて身障者用のトイレの改修の工事などを計画していただいているところでございます。

具体的な工事の年度でございますけれども、17年度は今も申しあげました構外、本町側に1基設置していただくものでございます。その位置というのは、ま

だ図面等は私どもはいただいておりますけれども、今、あくまで考えておられるのは梅田側というんですか、駅舎の、あの付近になるだろうということは、ちょっと伺っております。また、18年度になりますと、もう1個の岸部側の構外のエレベーター、それと構内のホームへおけるエレベーター2基、合わせて3基を計画していただいております。そのうち構内のホームへおける方ですけれども、2基につきましては19年度までの継続になってまいると、2か年になってまいるということでございます。それと、19年度におきましては、また改札の中の構内のエスカレーター、両側のホームにそれぞれ1基ずつ、計2基を19年度で設置していただくと。それに合わせまして19年度には、先ほど申しあげました身障者用トイレの工事とか、あと手すりの2段化の工事、そういうものをしていただけるといふ、今、計画で進んでおります。

青写真はないのかというお話でございますけれども、あくまでも平成17年度になりましてから、阪急電鉄の方では設計をされると。一応、先ほど位置を、ちょっと一部申しましたけれども、これはまだプランの段階でございますので、青写真はいただいております。ただ、お聞きしているプランの中では、逆に構内のホームへおけるエレベーターですけれども、それは京都側の方に設置、ホームの一番京都側に設置される。ということは、改札へ入りまして突き当たりに、今の駅舎よりもちょっと張り出されると思うんですけれども、そのあたりにエレベーターがつくと、こういうふうには伺っております。

もう一方、周辺の整備でございますけれども、今回策定しておりますバリアフ

リー基本構想につきましては、今申し上げました阪急の正雀駅、またJR千里丘駅のエレベーター等の整備、これにつきましては短期的整備ということで、17年度より継続して実施させていただきたいと考えております。周辺整備につきましては、大半が長期的整備、平成22年度以降の整備ということで、基本構想には位置づけておりますので、本市の財政状況、またバリアフリー化の歩道整備等の優先順位も十分見きわめた中で、整備できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、都市計画道路の見直しの中で、千里丘三島線でございますけれども、これもきのうの代表質問で市長がご答弁なされております。その中で、きのう申し上げておりますように、都市計画道路の見直しは大阪府決定分は大阪府で、また市決定分は私どもの市で17年度に行うものでございます。今、千里丘三島線のお話でございますけれども、これも代表質問で答弁させていただいておりますのが、各路線のその辺の見直し内容というのがまだ決まっておりません。これは17年度になってから検討してまいるという内容でございます。

ただ、今委員ご指摘の、ちょうど千里丘駅前南交差点付近、駅前再開発付近でございますけれども、都市計画街路の幅員としては25.5メートルでございます。きのうも申し上げておりますように、現道11メートルでございますので、かなりの用地買収が発生するということでございます。ただ、一部、補助はとりがたいですが、一部交差点改良とか歩道設置、これを考えますと、今、千里丘三島線の改良を他の箇所で行っておりますけれども、右折レーン、歩道をとりますれば、

最低16メートル必要でございます。ただ、都市計画街路で25メートル何がしの幅員の中で16メートルの仮に暫定整備をするとしたら、これは補助金は取りづらい。そうした中で用地買収等を含めて、整備が今のこの財政状況でできるのかと申しますと、非常に困難があると考えております。ただ、今後とも右折レーン、また歩道等のないところにつきましては、非常に危険な状態でございますので、あらゆる方法で研究、検討はしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

もう1点、今回の都市計画道路の見直しの中では、幅員の見直しは対象になっておりませんので、存続、廃止、その見直しのみでございまして、幅員の見直しはまた後年度、先になると大阪府からお聞きいたしております。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 概要の85ページの、正雀自転車駐車場事業の中の土地購入費の件で、今なぜこの時期なのかということでございますけれども、先ほど、辻委員のご質問でもご答弁申し上げましたけれども、土地開発公社の経営の健全化ということで、平成12年7月に、土地開発公社が経営健全化対策についてということで、総務省からの通知を受けまして、平成13年に土地開発公社の経営の健全化に関する計画書を大阪府の方へ提出されたというふうに伺っております。

その経営健全化の期間、年次目標いたしましては、平成13年度から平成17年度の5年間ということで、今年度最終の中で公社用地の買い取りを行うというふうに伺っております。

○山本靖一委員長 柴田委員。

○柴田委員 お尋ねいたしましたところ、それでは順を追ってまたお願いというこ

とになろうかと思えますけれども、わからんところがあつたら、またお尋ねしますが、反射鏡のことは、確かに私は現場を見て、難しいですわ。そりゃ入った人とのトラブルになりますわ。そやけど、最初からあつた人から言うたら、何でそこにあつたのに、ある日突然なくなつてしもて、それはあんな、危のうおまっせと、一体何を考えてまんねんと。市の方は開発をしはるときに、やっぱりその現状から見て、済まんけれどもここへは悪いけれども、もともと反射鏡があるんやから、将来も反射鏡をつけられるような、ひとつご努力をできませんかと、建てる前の話し合いの協議なら、建てる方も少しはやっぱり協力もしないと思うから、それはやりはりますわ。そやけど、この場合は正直言って総合開発じゃないんですよ、個々の建築確認で来てはるから、これも歯どめは難しい。そこまでわかるんですけど、結果論としてこうなつてしまつて。後で、そんな登られて困るとか、犯罪につながるとか、いろいろ理屈はつくけど、それじゃもっと犯罪につながらんような建て方でないのか、もっとアームを遠くから持ってきてでも、反射鏡をつけられへんのかとか、いろいろなテクニックもあるんじゃないかと思つて、以前に調べてもらったんですが、なかなかそれは難しいというので、私も正直なところ、できるだけ早くいい方向に向けばいいなと思つて、提案事項になつてそのまま来てますねんけど。

このことがもしいい方向に向くのなら、ぜひ向けてほしいですが、それと並行して、今後やっぱり建て替えなどを含めて、当初にある、うちがつくつた反射鏡を閉鎖するときには、その後はどうするのかという議論ぐらいは、やっぱりしといてほしいと思うんです。あかんのやつたら

あかんで、地元には、実はここはこういう開発が入つてしまうから、どうして反射鏡は取らざるを得ないという説明ぐらいはしてやらないと、今まで機嫌ようあつたものがなくなつてしまうということなれば。それはひとつ、きょうここでとやかく言つたつてしょうがないと思つたので、お願いを、私の気持ちとしてお伝えしておきます。

それから、2番目にお答えいただいた阪急の隅切りの部分ですけども、大阪府の方とも十分協議していただいて、交差点改良に向けて努力するというのですが、これにはいろいろとあつたんです、今日まで。その中でやっとあの道路は蛇行が解消され、また水路が暗渠化され、そして先般は電柱も控えてもらい、もうかなり改善をされて、摂津市は自慢じゃないけど、吹田市の近畿コンクリート工業(株)の横手の道路に比べて、非常に快適に通りやすい道路になつていますが、残念ながら、あの隅切りの部分だけがネックになつて、ややもすれば巻き込まれるん違うかというて、皆さんが怖いとおっしゃるんです。我々も見ていても確かに怖いです。また、車も一遍の曲がられへんもんやから、どうしてもあそこで待機する。いろいろなことで。

一例を挙げますと、北西部の方なんか自動車が出ていつても、あそこに車の渋滞があつて、当分出られへんと。急ぐときには、もう自動車で道路にすら出られへんというような現状も出てるんです。この交差点が改良されたからというて、即それが全部解消されるとは思いませんけれども、車もつっこんでくるようなことからやっぱり地域で何とかここをようしてもらおうやないかという働きかけの中で、会長以下、その地域の交通安全を守る1つの会ができて、その会のもとに

一定の提言というか、お願いという要望書を、ここにも出され、吹田市にも出され、大阪府の方にも持っていくような手順を踏まれているようですが、そのことも含めて、できるだけ担当課でやれる、市でやれるやっぱり最大の努力をしてあげてもらって、改善を図ってほしいというふうに思います。

それから、自転車の駐輪場の買い取りですが、ひとつ国のそういう方向転換で、うちも17年度までということで、健全化ということでやらざるを得ないということはわかりますけど、ほんまに今、1,000万円の金でもできたら持って行って、奥へ送って、健全なときにお払いできるようにしたいというて、下水でも全部送り込んでいるわけですから、ここへやっぱり2億円というお金になりますと、そりゃ何とかもう少し後年度払いにできへんのかいなど。金利で息継がれへんのかいなど。高い金利なら別ですよ、今、一番安い時期ですから。そういうことも考えて申し上げたんですが、これはそういう方向で予算を組まれるのであれば、気持ちとして感じたということを、ひとつお伝えしておきます。

それからエレベーターの件ですけども、よくわかるんです。そしたら、もう一度確認しておきますが、17年度の4月以降ですね、年度が変わるということは。そうなるとう具体的にこの1億5,000万円に対するエレベーターはどういうものがつくのかという、設計図というんですか、内容は市の方に送ってこられるというふうに理解してよろしいんですか。そのときには、もう既に11億何がしのトータル的な総合的な図面が届くというふうに理解してよろしいんでしょうか、その辺、ちょっとお願いしておきます。

それから、補助金のことですけど、先

ほど言われたように、この事業は、国が3分の1、事業者の阪急が3分の1、地方公共団体が3分の1と。その3分の1の中に私たちの市と大阪府が入っておるわけですね。大阪府との持ち分というのは、もう非常に格差があります。摂津市が正直言うて大部分持たなあかん。考えてみたら、駅は摂津市ですけど、実際の部分は吹田市やないかと、そんな感じすらするわけですよ。そうかというて吹田市に持ってくれと言うことができるかどうかは別にして、そういう中で、こういう状況の中に駅に対しては、府の方だっって広域的な物の考え方から、単純にその市内に全部ある駅と駅がかなりもう吹田にまたがって、もう言うたって8割ぐらい吹田市でしょう、正雀川から皆向こうは吹田市ですから、こういう駅でのエレベーター化というようなものについては、府の方だっって補助金の値を少しは考慮してもらえないのかなと、私は思うわけです。

当初は8,000万円ほど当てにできるというて期待していたやつが、ある日、2,000万円やという、このごろまた1基1,300万円で2基やと。そやけど、あれ2基ではどないもならんでしよう。4基なかったら、肝心のバリアフリーの精神が2基で達成できまっか、できない。そうすると、少なくとも4基に対してのやっぱり考え方というのは、府だっって持ってもらわないかんのじゃないかなと思うわけです。

その辺は、一遍府とも、なるならんは別にして、やっぱり府にさじかげんな部分があるんやったら、上手に行って、たとえこれが少しでも上積みされて、やっぱりうちの持ち出しを少なくしてほしいと、こういうふうに思うわけです。最終的に約3億4,000万円ぐらいの覚悟

はせなあかんということでしょう。

これ、もうちょっと聞きますけど、エスカレーターを2基つけて、トイレ改修をするというのは、いつ報告を受けたんですか。私らがバリアフリー法で事業を立ち上げて、エスカレーターを4基つけるというような話は、もう嫌というほど聞きましたけど、エレベーター4基は聞きましたけど、エスカレーターの2基もつけるということは、いつからそういうふうに進進はったんですか。これは僕らつい最近ですよ、そういうことを聞いたのは。何もそのことを、私はええ方に向いとんねんやから、けちも何もつけませんけど、もうちょっと早いことそういうことがわかっておれば、市民にも夢として、いや、エレベーターだけじゃありませんと、阪急はエスカレーターも含めて考えておられるんで、ちょっと同じ工事をするなら時間をかけてでも、総合的なことをやりたいと思っておられますというような説明だってできるんです。とりあえずうちは6億ほどかかると、うちの持ち出しは2億やと。摂津は2億もまたエレベーターに要りまんのかいなという話でも、それはしょうがおまへんねんと言うてたんが、今度は3億4,000万円、しかもこれはようなるねんから、市民も反対はせえへんやろうけど、財政部局から考えたら、非常にこれはしんどい話ですわ。そういうことも含めて、一遍お答えができるようやったら、それ以上、今の段階では無理ですわと言われるのやったら、私も構わへんと思います。

それから、道路の計画街路のことは、今教えていただいてよくわかったといたしますか、私も何回かこの話をしてきましたし、過去には千里丘寝屋川線のことについても少し触れさせていただいて、あれもいつまでも放置しておいてどうなん

でしょうかと。もう既にあの道路は淀川から、淀川新橋から中央環状線までできておりますよと。あと残っているのは中央環状線から千里丘の駅の約1キロ足らずですよと。あそこが改善されれば、かなり鳥飼方面の方も南回りになるのか、西回りになるのか知らんけどループができて、やっぱり千里丘への通勤なり通学なり、また買い物なり、利便性がよくなりますよということは、この前一遍申し上げたことがあると思うんです。

これは何で言うたかということ、フォルテ摂津をオープンしたときに、10年ぐらいあったら、ここも解消できるというような説明が、話があったんで、あのときは10年もあったらしてくれるやろとみんな思いましたわ。それが4年のフォルテのオープンで、もう今年17年やから13年になりますね。まだ見通しがつかないと。やっぱり地元の人にしたら、何やねんと思えますから、この辺も含めてよろしく願いしておきます。

あとは協力金のことは、これは痛いです。一部ではやっぱり他市がそういうふうな方向に持ってきてんのに、何で摂津市だけやねんと。この前も言いましたけど、摂津市は一例を挙げたら、吹田市などは建物を建てて、土地を提供する場合には、提供がはっきりわかったら、側溝から舗装から皆吹田市が持ってやってくれるんです。摂津市の場合はそうじゃないんです。全部自分たちでつくって、いかがでしょうかと出してきて、検査を受けて、はい、そんなら受け取りましょと、こういうことなんです。もうこうなると、なかなか中心後退2メートルを本当に市にそのときには提供してくれない。そんなんすんねんやったら、もう土地を置いておけやと。だから、道路台帳だつて何だつて、なかなか整理できない。そ

のことを申し上げたら、財政さえあれば吹田方式、よそ方式がとれるねんけど、摂津は残念ながらそれができないんですということ。一方で開発協力金をお願いしたいと言わないかん事情なんですよね。

今年も考えてみたら、この開発協力金も、たとえわずかでも当てにできれば、財政を担当する部局としては当てにしたいという気持ちは持ってはるんやろうと思うんですよ。しかし、一方では、またこういう諸般の事情で迫ってきているところで、非常に苦しいですけれども、その辺を十分考えていただいて、今後のひとつ、このことについては、どうしなさい、こうしなさいと、今、私は言えないけど、考え方をさっき中谷参事の方からお答えいただいたので、ひとつつらい状況の中やけどご努力をお願いしますということにしておきます。

以上、答弁はもう、さっきのことについて何かお答えできるんやったら答弁してください。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 それでは、阪急正雀駅のエレベーターに関しまして、再度ご答弁を申し上げます。

まず設計図、全体のやつを含めてでございすけれども、それをいつ取り寄せられるかという内容でございす。ただ、先ほども一部申し上げましたプランに関する図面、これにつきましては阪急に問い合わせてみますけれども、年度当初のできるだけ早い機会には取り寄せたいと考えております。ただ、17年度で実施されますエレベーター1基に対します詳細的な図面ですね、これは年度を変わられてから設計を行われますので、工事は秋ごろ以降とお聞きしております。ということで、夏から秋ぐらいの図面の完成

になると思っておりますので、その中で案等で私どもの方へ協議等で提出があった場合は、当然それはいただきますけれども、最終図面は夏から秋になろうかというふうに考えております。

もう1点、補助金の関係ですけれども、先ほども申し上げました、地方公共団体が3分の1、その中には私ども摂津市、また大阪府という内容でございます。当然、摂津市負担分の中で、吹田市の行政区画との境のところに駅がある。お客さんも吹田市民もたくさんおられるということは承知もいたしております、以前1回でございすけれども、吹田市にその話を持っていっております。ただ、吹田市におかれましても、吹田市内の駅で同じような駅があるということで、それも吹田市自身で単独で補助をされているという内容もお聞きいたしております、吹田市の方から負担金は今の段階ではもらえる状況ではございません。また、再度申し上げる時期が来たら申し上げたいと、このようにも考えております。

そういう行政境界のここでの駅舎のエレベーターでございすので、府の補助金の考慮はできないのかという内容でございすけれども、これも委員ご指摘でございすので、再度、大阪府の方へお願いはしてみたいと思っておりますけれども、ただ大阪府下全体の中で大阪府は補助を出されて、何か所かの駅をバリアフリー化されておりますので、その予算の中での、今、補助金を決められていると思います、最大いくらまでと。そうした時期の中では、非常にそういうお話、お願いに寄せていただいても困難なところはあろうかと思ひます。そやから、それが実現できるという自信はございせんけれども、一応話としては持っていきたいと、このように考えております。

もう1点、エスカレーターの設置の話があった時期でございますけれども、これは昨年の年末とお聞きしております。この理由につきましては、先ほど私1回目で申し上げましたけれども、改札構内からプラットホームへおりのエレベーターの位置ですね、それが京都側につきます。ということで、ホームで考えてみますと、今の階段部分よりも京都側になってまいります。ということは、必然的に階段の幅を狭くせざるを得ないと。その代替処置として、その分に見合うエスカレーターを設置するようになりましたということで、確かに委員おっしゃるように、当初はエレベーターを考えておられたと思います。ただ、そうした中での設置位置が決まることによって、エスカレーターも必要になってきたと、このように理解しておるところでございます。

○山本靖一委員長 柴田委員。

○柴田委員 もう一つ、もうくどいことは言いませんが、今おっしゃっていただいたように、そういうことができるだけ早くわかった時点で我々に教えていただきたいし、市民が待ち望んでいることですから、あなた方が去年の暮れしか知れなかったものということですけど。

それともう一つは、やっぱり今年予算に5,000万円計上していくんですから、少なくともどんなもんがつくんだということぐらいの、図面もわからん、何もわからん、つかみで1億5,000万円かかりますわと。そんならうちは5,000万円ほど補助金を、ちゃんと予算やるときましょかって、これ市民に説明したって、何考えてるねんと。もうちょっと具体的な内容があるやろうと。それを聞いてこんかいやと。そんなら何でも言われたら、そしたら2億円と言われたら、そのうちの7,000万円ほど見るんか

いなと言われますよ。思いませんか。あなた方、逆になっても、ちょっとこんなことで5,000万円、5,000万円ってどんだけの金やと思ってんねんとなりますわ。

やっぱりその辺は、もう少し、そりゃわからんけど、阪急、うちも予算つけんならんよってに、もうちょっと詳しいことを、出せる範囲の資料なり内容をおくんなはれと。ましてこれ、3月に本会議にかかりますわと。これはやっぱり言わな。それは5,000万円さえ組んでおいたらどうでもええねんというんやったら、ちょっとお金に対する感覚が甘いのと違いますかと言われても、しんどいんと違うかと思うんです。しかし、はっきりと区割りはわかってるねんから、100要ったらそのうちの3分の1はうちが持たないかんということはわかってますから。

それと、大阪府の方のことですけど、ご努力をしていただきたい。それから、これからは三位一体で、やっぱり国の補助金というのがなくなるけれども、それは税配分なり、また大阪府に今度はゆだねられるという部分も多くなってくると思うんです。そうすると、これからはより交渉相手といいますか、対相手が今までは国だったけれども、これからは大阪府との情報を十分つかんどいて、やっぱり向こうが出てきても負けんぐらいの、こっちもこっちの構えを持っていかないと、なかなかだめなんです。

私は、ちょっと苦い経験は、去年の便所の改修のときに、大阪府との話し合いの中に少し入って、聞かせてもらったら、大阪府ってやっぱりそりゃいろいろあるなと思いましたわ。ちょっと詳しいことはまた言いますけど。そういうことで、大阪府との今後のパイプは十分上手につ

けていくと。まして、向こうのペースもあるけれども、こっちのペースもやっぱり主張していくということ、ひとつ努力して、苦しい状況の中での予算措置ですけれども、頑張っしてほしいというふうに思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時45分 休憩)

(午後2時46分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第44号の審査を行います。

補足説明は省略して質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時47分 休憩)

(午後3時21分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第2号及び議案第10号の審査を行います。

補足説明を求めます。

水道管理者。

○寺田水道事業管理者 議案第2号、平成17年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

本市の水道事業を取り巻く環境は長期不況の影響が今なお残り、料金収入は依然として減少傾向にあり、他方では水道施設の整備費などに多額の費用を要するなど、厳しい状況にあります。このような状況ではありますが、太中浄水場のあり方や給水原価の抑制策等の検討結果を踏まえ、施設改修、配水管整備、鉛管対

策、水質管理の充実など、計画的な事業実施を図る一方、受水費を初め各種経費を削減し、水道事業の健全な経営基盤の確立と中長期的な水道料金の値上げ回避に努めてまいります。

それでは、31ページの予算実施計画説明書をご参照願います。

31ページから32ページにかけての収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益につきましては、今日の水道事業を取り巻く経営環境等を勘案して計上いたしました。この内容といたしましては、目1、給水収益では前年度に比べて3,346万1,000円の減額となっております。この理由といたしましては、企業や事業所などの使用水量の減少により、年間総給水量が減少し、基幹収入である水道料金収入も減少すると見込んだことによるものでございます。目2、受託工事収益では、前年度に比べて402万5,000円の減額となっております。これは、受託事業における公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などが減少することによるものでございます。目3、その他営業収益では、前年度に比べて2,000円の増額となっております。この内容といたしましては、証明手数料や設計審査手数料、工事検査手数料などでございます。

32ページ、項2、営業外収益の目2、受取利息及び配当金は前年度と同額を見込んでおります。目3、土地物件収益も前年度と同額を見込んでおります。この内容といたしましては、土地使用料では、中央・鳥飼送水所の用地賃貸料、施設使用料で太中浄水場の施設賃貸料でございます。目4、雑収益では、前年度に比べて33万4,000円の増額となっており、この理由といたしましては公共下水道事業に係る下水道料金徴収受託料の増

加によるものでございます。目5、納付金では、前年度と同額を見込んでおります。この内容といたしましては、住宅、マンションの開発や口径変更などに伴う納付金でございます。目7、他会計負担金では、前年度に比べて53万3,000円の増額となっており、この理由といたしましては、福祉減免などに係る一般会計からの負担金の増加によるものでございます。

次に、33ページから46ページにかけての収益的支出でございますが、款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1原水・浄水及び送水費では、前年度に比べて871万4,000円の減額となっております。この理由といたしましては、太中浄水場の集中監視装置、電子計算機の保守委託料等は増加するものの、大阪府営水道への受水費や施設設備の修繕費などが減少することによるものでございます。

36ページから38ページにかけての目2、配水・給水費では、前年度に比べて124万9,000円の減額となっております。この理由といたしましては、配水管路図面修正業務委託料や相互連絡管布設工事負担金の減少などによるものでございます。

38ページから39ページにかけての目3、受託工事費では、前年度に比べて1,133万2,000円の減額となっております。この理由といたしましては、人件費や公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少などによるものでございます。

39ページから41ページにかけての目4、業務費では、前年度に比べて661万5,000円の減額となっております。この理由といたしましては人件費などの減少によるものでございます。

41ページから45ページにかけての目5、総係費では、前年度に比べて458万9,000円の減額となっております。この理由といたしましては、水需要等予測業務委託料やOAシステム改修委託料は増加するものの、人件費などが減少することによるものでございます。

45ページ、目6、減価償却費では、前年度に比べて1,960万5,000円の減額となっております。この理由といたしましては、太中浄水場の施設改修に伴う機械及び装置などの償却資産に係る減価償却費の逡減によるものでございます。目7、資産減耗費では、前年度に比べて449万3,000円の増額となっております。この理由といたしましては、車両及び運搬具などの有形固定資産の廃棄に伴う除却費の増加によるものでございます。次に、項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、前年度に比べて2,159万4,000円の減額となっております。これは、企業債借入残高の減少及び償還利率の低下に伴う企業債利息の減少によるものでございます。目3、消費税では、前年度に比べて2,343万6,000円の減額で、これは税務署に納める消費税及び地方消費税の納税額を予定いたしましたものでございます。目5、雑支出では、前年度と同額を見込んでおります。この内容といたしましては、水道料金の過年度還付金などでございます。

46ページ、項3、予備費、目1、予備費では、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

続きまして、46ページ、資本的収入でございますが、款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債では、前年度に比べて4,000万円の減額の6,000万円となっております。これは、配

水管整備事業の中で、配水管網の新設や改良工事に要する財源の一部を企業債により措置するものでございます。項2、工事負担金の目1、工事負担金では、前年度と同額の145万円となっております。これは消火栓の設置に係る負担金を予定いたしております。

次に、46ページから48ページにかけての資本的支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費では、前年度に比べて3億7,511万7,000円の増額となっております。これは平成16年度に休止した太中浄水場等の施設改修事業を再開するものでございます。

47ページ、目3、固定資産取得費では、前年度に比べて654万5,000円の増額となっております。この理由といたしましては、排ガス規制による車両の買い替えに係る車両購入費の増加などによるものでございます。

47ページから48ページにかけての目6、配水管整備事業費では、前年度に比べて6,331万6,000円の減額となっております。この理由といたしましては、配水管布設や鉛管対策に係る工事請負費などが減少したものでございます。

48ページ、項2、企業債償還金の目1、企業債償還金では、前年度に比べて1,026万8,000円の減額となっております。これは、平成11年度までに発行した企業債に係る元金償還金でございます。項3、予備費の目1、予備費では、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成16年度摂津市水道事業会計補正予算（第2

号）につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、補正予算実施計画説明書をご参照願います。まず、収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目2、受託工事収益では、950万9,000円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などの減少によるものでございます。項2、営業外収益の目5、納付金では2,100万円を増額するもので、これはマンション等集合住宅の開発がふえ、それに伴い納付金が増加したことによるものでございます。

次に、10ページから12ページにかけての収益的支出でございますが、款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費では、2,176万円を減額するもので、これは電子計算機保守委託や2号ろ過池砂入れかえなど、工事に係る執行差金、電力自由化に伴う動力費の減少、大阪府営水道への受水費の削減によるものでございます。目2、配水・給水費では、683万3,000円を減額するもので、これは配水管路図面の修正業務や給配水管の修繕業務、給配水管切替工事などに係る執行差金、茨木市との相互連絡管の工事負担金の減少などによるものでございます。目3、受託工事費では、902万2,000円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う移設工事の請負費に係る契約差金や移設工事の減少によるものでございます。目4、業務費では、150万円を減額するもので、これは検定満期量水器取替業務の委託料が減少したことによるものでございます。目5、総係費では、266万3,000円を減額するもので、これはOAシステム改修に係る委託料、太中浄水場のあり方などの検討に係る報

償金を減額するものでございます。

12ページ、項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、53万5,000円を減額するもので、これは企業債の借入利率の低下によるものでございます。項3、特別損失、目1、特別損失につきましては、水道料金滞納に係る消滅時効の取り扱いが、平成15年10月の最高裁判決や、平成16年11月の総務省の質疑応答集改定により、地方自治法から民法の適用を受けるものとされたところですが、転出先不明及び企業倒産等による水道料金の実質的な徴収不能分を欠損処分するため、405万円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、資本的収入でございますが、款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債では、2,000万円を減額するもので、これは配水管整備事業の減少によるものでございます。項2、工事負担金、目1、工事負担金では、116万円減額するもので、これは消火栓設置箇所数の減少によるものでございます。

次に13ページ、資本的支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目3、固定資産取得費では、700万円を減額するもので、これは量水器の購入に伴う契約差金によるものでございます。目6、配水管整備事業費では、4,700万円を減額するもので、これは配水管布設工事に係る執行差金や工事計画の変更による請負費の減少、鉛管対策工事に係る執行差金などによるものでございます。

以上、補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

辻委員。

○辻委員 質問事項が少ないので、番号を言いますので、それで答弁をお願いしたいと思います。

その前に1点、この予算の最初に業務予定表の中で人口の数が16年度より17年度、戸数は一緒であって、人口が約300人減になっているんですが、この試算の仕方だけちょっと教えておいていただけますか。

1番といたしまして37ページの給水管切替工事について、具体的に教えていただきたいなと思っております。

それから、次に2番としまして40ページ、検針用の消耗品ですね、どのようなものを消耗品として購入されるのか。

次、3番といたしまして42ページの賃金で、アルバイト賃金について教えてもらえますか。

4番で44ページの、職員の研修費。決算で聞きましたけども、ちょっと具体的に今年はどうのような研修をされるのか、教えてもらいたいと思います。

次、5番で48ページで、鉛管対策工事なんですが、あとどのくらい残っているのか、教えてもらいたいと思います。

総論ですけども、今回、特勤手当等も質問させていただこうと思いましたが、きょうのわが党の代表質問で、新聞にも報道されましたので、見直しをされるということでありましたので、その点は労使よく話し合いをしていただきまして、市民に対してわかりやすい施策を、これはとっていただくように要望としておきます。よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 先ほど辻委員からございました、1番の給水管切替工事の内容でございますけれども、ご説明申し上げます。

これにつきましては、特にポリエチレ

ンパイプ及び鉛管等の事故率の高い場所の工事を行っております。17年度につきましては、給水管の50ミリ、延長が203メートル、給水管の切替件数が51戸、件数といたしましては、8件を予定いたしております。

○山本靖一委員長 五味参事。

○五味営業課参事 鉛管対策の対象の状況でございますけれども、対象件数1万3,260件あったものが、平成17年1月末現在の数字でございますけれども、今、鉛管対策工事で発注した件数及び給配水管の整備工事とか、そういうものを合わせまして、今現在把握しております数字は570件でございます。この部分は、解消されております。今現在の残数は、おおよその数字になりますが、1万2,690件でございます。

○山本靖一委員長 前川参事。

○前川水道部参事 40ページの検針用の消耗品の16万1,000円につきましてでございますが、これは検針に当たってハンディターミナルという検針のOA機器を利用しています。そういうところの電池の分とか、公道上にどうしても設置しなければならない、そういうメーターがあるんです。実際には、今現在はないんですけど、旧三島町からの分であれば、どうしても私道も含めてメーターボックスがあると。そのために、やっぱりこちらの方がふただけでも、不特定多数の方が通行されますから、事故があると困りますので、その鉄ぶたの部分を市の方で、水道の方で用意しておるということでございます。

もう1件は、検針の中でメーターの故障とかいろいろな中で、メーターの状況によって相当な水がたまったりしておりますので、安いけれども発電機を、ポンプの購入資金、この3点が主なものでござ

います。

○山本靖一委員長 乾課長。

○乾総務課長 それでは、ご質問の3番、アルバイト賃金と4番の職員研修費についてご説明申し上げます。

アルバイト賃金につきましては、一応3名予定しております、1人は宿日直の勤務をしていただく。それからもう1人は、窓口業務をしていただく非常勤の職員。それから、その他1人につきましては、ちょうどこの17年度、18年度と北大阪上水道協議会の会長市に摂津市水道部になります。その関係で、事務がかなり繁忙となるということも勘案いたしまして、必要な場合には臨時職員を1名雇用したいというようなことで、合計3名の賃金を計上させていただいております。

それから、44ページの職員研修費につきましては、内容といたしましては、実務研修といたしまして衛生管理者講習とか、あるいは廃棄物処理施設技術管理者研修、あるいは有機溶剤作業主任者講習、そういった実務研修と、それからOA機器の業務用サーバーの操作研修費とか、全く初心者向けの、あるいは中級者向けのパソコン研修費としてあげさせていただいておりますが、OA研修の合計は29万500円でございます。それから、先ほど申しました実務専門研修は35万1,890円を予定いたしております。

それから、冒頭にご質問されました業務の予定量でございますが、ここ近年の給水人口の傾向を見てみますと、昨年度は、予算では8万5,600人、ことしが8万5,300人でした。決算数値といたしましては、平成15年度で8万5,204人となっております。昨今は非常に微減あるいは停滞して

いるというようなことで、この予算を編成いたしました直近の人口等を参考に、8万5,300人という給水人口の設定をさせていただいております。

以上でございます。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 先ほどの人口のあれでは、ちょっと外から見ているもんですから、たしか企業については減少していると思うんです。その跡地に住宅が建っているということで、若干人口についても伸びているんじゃないかなという思いがしました。そういうことをちょっとお聞かせいただいたわけであります。

1番の、配水管の切り替え等でありませうけれども、今年については51件と8件ですか。済みません、先日私たちの自治会の地域にも本管が破裂したということで、その後いろいろ聞きますと、要するにかなり古い配水管で、品物についても認定以前の品物が使われている地域やと聞きました。そういうことで、摂津市内にそういう配管を使っているのはどのくらいあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

2番は、わかりました。僕はちょっと勘違いしておりました。そういうボックスとかの分ですね。

アルバイト賃金の件でわかりました。あと、北大阪上水道協議会の会長市になるから、担当者が忙しいからアルバイトを入れるということでもありますけど、ご存じのように大変苦しい中で、助役も今回1人で収入役を兼ねて頑張るというぐあいには決意されているわけですから、やっぱり従来どおりの考えを廃止していただいて、今いるメンバーでできる限りは努力をしてもらいたいと、そういうことを要望しておきますので、安易に入れるというんやなくして、おるメンバーで頑張

ると、そういうことをよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、職員研修費でありまして、実務的な研修と、これは毎年このようにされるんでしょうか。決算でも私は大いに結構ですよというぐあいに、OA機器の研修に行ってください、その結果、今、OAシステムの改良についても委託をかなりいってますけども、せっかくこういう研修に行って、職員がそういうものに生かされないのかどうか。その点をちょっとお答えをお願いしたいと思います。

それから、鉛管の対策工事でありますけれども、たしか私も議員にならせてもらってことして11年になりますけども、議員にならせてもらったときから、庄屋地域の鉛管対策、私も含めて、また、庄屋から出ておられた綾田議員も含めて、この点は絶えず言ってきたと思うんですけど、ちょっとまだ570件しかできていないというのはどうでしょうか。もう少しペースを上げられるようなことができないのかどうかお答え願います。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 先ほど1点目の、古い配水管の延長は、いかほどあるんかというご質問でございます。

本市の方で古い配水管等につきましては、配水管の整備事業で順次改修を行っていらっしゃるところでございますけれども、主に大阪府道関係に入っております古い管につきましては、道路の拡幅事業等、計画をされておりますので、なかなか布設替えが困難な状況にあるというところでございます。主に住宅地域内のビニール管関係を重点的に布設替えを行っているところでございます。ビニール関係でいきますと、現在、15年度末で一応3万1,998メートルが現在残って

おります。鑄鉄管につきましては、延長については把握はし切れておりませんが、阪神・淡路大震災後の耐震管で、現在、入れかえを平成8年度より行ってまいりました延長が2万9,914メートルを耐震管で布設替えを行っております。

あと、鑄鉄管でも古い管も多々残っておりますというふうを考えているわけですが、なかなか道路の拡幅等の関係もございまして、非常に布設替えが困難であるというふうを考えております。順次、特に住宅地域内から、できるだけ早く布設替えを行っていきたいというふうを考えているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 池田次長。

○池田水道部次長 研修費の関係でございしますが、私どもOA研修につきましては、営業課が使用する、いわゆる業務用のソフト等の開発に役に立つと。

また一方では、太中浄水場におきまして、水道法に基づいた維持管理をするための、維持管理指針というものがございまして、そういった中で職員の研修を受けに行っていたというところで、水道維持管理指針の項目、太中で約22項目ございまして、これにつきましては電気主任技術者の免状として今現在2名、また危険物取扱免許といたしまして、乙種の4類ですけれども、これについては12名、また球掛けの甲種修了書ということになれば14名の職員がそれぞれ免許、いわゆる許可証を持っておりというところがございまして、特にボイラー取扱講習修了については10名の職員が既に受けておりというところがございまして、あと、特定化学物質等の作業主任技能講習の修了書、これらについては7名。また、そのほか、その他の資格取

得というようなこともございまして、これらにつきましては、アーク溶接の業務の免許、さらには研磨というんですか、砥石というような、いわゆる特別教育の修了等々が4名。こういった中で、今現在、太中浄水場、私を含めまして20名おりますけれども、19名の職員については常時資格取得に今取り組んでおるというようなことで、総務課の方に研修費の要望をいたしておるところでございまして。

○山本靖一委員長 五味参事。

○五味営業課参事 先ほどの鉛管の解消件数の見込みということですね。数字の話なんでございしますが、平成19年度の末までの見込みでございしますが、先ほど申し上げました件数に、さらに今、給水管の解消工事として発注しております工事が残っております。その2件の残っております件数及び3月末日までの間に給水申し込みがあります。そういう関係で解消されるものを見込みまして、約400件程度の増加を見込んでおります。

したがって、先ほどの数値に570件プラス400件、約970件の解消を見込んでおります。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 研修のことですけれども、本当に作業内容について、1つ1つが資格の要るような仕事でございまして、全員が資格を取得をしてもおかしくない仕事だと思います。逆に考えて、そういう大事なことですから、早急に、皆取らなくてはならないということで、順次、計画を立てていると思うんですけど、大体このような研修費の予算でいけるのかどうか。

それから、OAについても、どうか極力生かしていただいて、発揮をしていた

だいて、取り組んでいただきたいなど、このように思っております。

それから、戻りまして1番の配水管の切り替えでありますけど、その後私たちは、僕自身も今の地域に行ってから、そないにたってなくて、23年ぐらい前に今の鳥飼西2丁目に移りまして、旧家の方で周辺に土地を持っておられた方が来られまして、この地域は淀川の増水の、要するに見きわめるのに淀川の堤防に上がらなくても、ここへ来たらわかるんやと。そんな地域やということで。だから、いち早く土地を売ってるやろというようなことを言われまして、逆に不安になりまして、そんな軟弱なところに管が入っているのかなという思いが、おられた方もちょっと心配されておりました、要望でありますけれども、できたら把握しておられるのだったら、早いこと調査していただいて、そういうところをできたらやっていただきたいなど。2度も同じようなところが破裂しているわけでありまして、そういうことの心配がありますので、進捗状況を見ますとかなりやっていますので、またよろしくお聞きしたいと思っております。

それから、鉛管の問題ですけれども、年数から、私が来て若干ペースが遅いんじゃないかなと思います。そういうことで、できたら件数も上げていただいた取り組みをしていただきたいなど、こういうように思っています。

そういうことで、あとは総論になりますけれども、本当に摂津市民の方たちが水道事業について、いろいろなことで、転入されてきたら、私たち議員のところへ言われます。まず、水道代が高いなどということから、皆さん方の答弁の中に、下水の料金と一緒に徴収するから、そう思われるんじゃないでしょうかというこ

とが言われました。そういう説明をするんですが、先ほどの下水の方の徴収業務も増加するという事で兼任していただくんですけれども。

そういうことで、ひとつ後で本当は、補正予算で聞いたらいいいんですけれども、要するに延滞の人たちの集金に行くのに手当もついて、そして頑張っているんですけれども、市民の方から、かなり年数をかけて延滞をしておったと。直近のやつは来たけども、途中抜けておったという話がありました。その方については、いろいろあるにしたかて、なぜそれをもっと早く言うてくれなかったんかということがありました。それで、そうすると下水の方の徴収も絡んでいるんでしょうか。絡んでいるということは下水は知らないんですね、報告してなかったら。それはやっぱり逆に予算としていただいているのに、怠慢なことじゃないでしょうか。下水道に対して。この点ちょっと、どのように今後されるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○山本靖一委員長 前川参事。

○前川水道部参事 まず、水道料金の滞納分につきましては、やはり水道部営業課の方におきまして、滞納が相当ございます。その中で、過去1年から2年前の部分も、これは確かにございます。その中で1回分というのは2カ月検針で1件という見方とすれば、1件または2件とかという未納の方、これはもちろんお知らせをした上、また催促、督促で行っているんですけれども、非常に今回の部分については約1年。と申しますのは、営業課におきまして6月と12月の経済の動く時期がございまして。そういうときには課員全員でもって特別徴収を実施しております。

このときは、3件、4件、5件という

形のものを抽出して、徴収しておるんですけれども、このときにこの方の分が、1件だけでしたけど、それが抜けちゃったと。次の徴収のときにはその部分を、結局1件だけの、お客様の何かの理由で残したというところがありましたので、これを徴収させていただくということで、約1年間あると思いますけれども、これはお聞きした分ですので、即お客様の方にご連絡いたしまして、お伺いするためにしたんですけれども、お仕事上忙しいから電話でいいよという形で、経過等すべて説明しまして、おわびももちろん言いましたけど、その中でご理解いただいたことはございます。

ただ、この徴収の分としましては、基本的には3件、4件、5件という方につきましては、毎月追ってしております。また、もちろん5件以上とかになると停水もしなければならないということがあります。停水につきましても、16年度におきましても99件ほど停水しております。その中で停水予告も含めると相当な数になるんですけれども、停水処分としましては99件の中で徴収はしていただいているという状況がございまして、たまたま、この方については1年分あったことは確かにございますので、ご理解いただきながら徴収に伺ったということでございますので、よろしく願いします。

○山本靖一委員長 水道管理者。

○寺田水道事業管理者 今の使用料の関係で少し申し上げますと、先ほどの提案説明の中でも申し上げましたが、水道料金そのものが、従前は公の施設の中で地方自治法で5年という流れの中で動いておりました。しかし、最高裁の判例によりまして、民法適用2年というふうになってまいります。そういうふうになってま

いりますと、今、前川参事が申し上げておりますように、滞納された方に対して、従前ですとやはり督促をして、2度目の督促をして給水予告をして、給水停止をする。これは、一定、結構長期にかかるわけです。それが今までは市民に対して、水道料金であり、下水道料金に対しては必ず支払っていただけるものだとということで我々は理解をしておりました。その中で説得をして、説明をして、料金の回収に努めていたというのが実態です。

ところが、今後、民法適用2年となつてまいりますと、少し時効の関係から申し上げますと、やはりもう少しスピードをアップしていかなければならない。でなければ、この件に対しては時効が2年で到達してしまうということになりますから、督促は今までどおり数回を重ねてできるだろうかということになってまいりますし、非常に滞納されている方には厳しい処置かもしれませんが、予告をもって給水停止というような状態で、私ども取り組まざるを得ない部分がございます。

そういうふうなことで、17年度からは、これでシステムに対してどのような形のものが市民に対してPRをしながら理解をしていただけるかというところを、内部的にもいろいろ検討もした中で、その上に立って、市民の方には料金の滞納をされている方に対しては徴収の行為はやっていきたいというふうを考えております。やはり、水道料金に対しては公平負担の原則がございましてから、滞納者に対しては、少し見方によれば厳しい処置かもしれませんが、その点は議員の皆様方にもよろしくご理解を願いたいということでございます。やはり、ある年度にたつて、これだけたくさんの滞納額があるじゃないかということでおしかりを受けたり、あるいは一般市民から、もう少

し徴収に努力すべきではなかったかというふうにおっしゃられますと、やはり私ども、なかなか説明がしづらい点が出てまいりますから、そういうふうなところでの取り組み方をやってまいりたいと思います。

それともう1点、鉛管対策ですけれども、この点に関しては、今、総ボリュームでは1万3,000強ございますということで申し上げておりましたが、これは法の改正により10か年計画で計画をいたしております、16年度は初年度でございました。17年度は2年目でございます。10か年の中で鉛管対策は、1つは配水管整備であったり、給水管の切り替え工事であったり、あるいは鉛管対策そのものとして取り組むことによって、解消していきたいというふうにも考えておるところでございます。10年もかかったら水質関係で問題じゃないかということで、いろいろおしかりを受けるかもしれませんが、大阪府の水道関係、受水をしているところでも、ペーハーの調整をすることによって、鉛管の溶出量は非常に抑え切れるというふうにも聞いておりますし、私ども広報では市民に対しましては、バケツ1杯の水は、朝1つは他の方に利用してくださいというようなことでPRもしているところがございますから、そういったPRもしながら、鉛管対策は10か年整備の中でやってまいりたいというふう考えております。非常に多額の費用を要することもございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 辻委員。

○辻委員 説明をいただきありがとうございます。鉛管対策については、そういうことで16年度から取り組んでいくということでわかりましたので、よろしく

お願いしておきます。

今、16年度の特別損失で405万円の出ているんです。大変、いろいろおっしゃってまして、とにかく生きていくには水が必要でありますし、そう簡単にとめることはできないという心情はわかります。そういうことで、料金の徴収についても2か月に1回ということで、本当に使用者についての動向がなかなかつきにくくということがありますけれども、どうかあらゆる方法を使っただいて、徴収できるような方法で努力していただくように要望しておきますので、以上で終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。中野委員。

○中野委員 私も監査の関係がありますので、少々お聞きさせていただきます。

1つは、148ページの検針事業の中の検定満期量水器取替業務委託で959万5,000円ありますけれども、これはどこに委託しているのかなというのが1つと、できたらこれだけの費用でございますので、職員でできないんだらうかと。職員の方が高うつくというんだらういいんですよ。けど、安いという方向性から考えた場合に、そういうことも考えられないかということで質問させていただきますので、この答弁だけをお願いします。

それと、皆さんは本当に質問をする前に、企業努力というんですか、これは本当にやっていただいているんで、喜んでおります。そこで、特に特殊勤務手当の問題の中で、6種類があるんですね。1,200万1,000円ほど出ておりますし、互助会の補助金におきましても557万8,000円、それから共済組合の負担金だけでも4,041万円、保健組合で2,631万8,000円出ている

わけであります。この中でちょっと聞きたいのは、特に健康保険の方の割合はどうなっているのか。大阪市なんか聞くと1.6倍ですか、個人負担よりようけ出しているというのを聞きしたものがあつたんですが、うちの場合はどういう形になつてゐるのか、それだけ聞かせてもらえませんか。

それと、151ページの退職金7,000万円ほど予定されておるわけですが、これは何人分に相当するのかお願いします。

それと、毎回私がお願いしておるわけですが、漏水対策、どういふ形の成果が上がり、現実はどういふ対応を現在整へてゐるのかということをお聞かせください。

○山本靖一委員長 乾課長。

○乾総務課長 健康保険の割合はどうなつてゐるかというご質問だつたと思つたんですが、健康保険につきましては、現在、我々が加入しておるものは大阪府市町村職員健康保険組合でございますが、その率ですね、事業主負担金率と我々職員が掛けておる掛け金率は、例月の分で事業主負担52に対し、掛け金が26でございます。それから、介護保険にかかわる部分といたしまして、事業主負担が1,000分の4.2、掛け金率が同じく1,000分の4.2ですから、1対1です。それから、ボーナスにかかわる部分といたしましては、これも例月と同じ割合で事業主が1,000分の52、それから掛け金の方が1,000分の26ということで、2対1という形ですね。それから、介護保険にかかわる部分といたしまして、これも職員の方が1,000分の4.2、それから事業主の方は1,000分の8.4から1,000分の4.2を引いた残りの部分。ですから、ほぼ

1,000分の4.2でございますが、そういう率で事業主と職員、2対1の割合で負担をさせていただいておるものでございます。

それから、退職金につきましては、7,000万円を計上させていただいております。これにつきましては、特に何人というふうに計算した上で7,000万円を計上してゐるわけではございませんで、私も水道部の方の退職引当金の積み増しの考え方といたしまして、これは一時にたくさんの退職金を支払うことがないように、少しずつ余裕を持たせてためておくというんですか、そういう考え方を持っています。引当金としてためておくというような形をとつておりますので、実際17年度に負担する退職金の対象となつております人員は2名です。その17年度末で退職引当金の残高は6,000万円余り残るといふふうに試算いたしております。

以上でございます、よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 池田次長。

○池田水道部次長 一部、退職金の分について、私のときには約2.5人分を受け入れたいしておりました。それで、約1人2,500万円弱です。ただし、今後、退職者数が増えてきた場合については、先ほど総務課長が言つておるようによつて、退職金の積立額は上昇、いわゆる7,000万円から約1億円に計上しなければならないといふふうには積算はいたしております。

○山本靖一委員長 前川参事。

○前川水道部参事 1点目の検定満期に伴うメーターの取替委託の費用ですけれども、この費用につきましては、現在959万5,000円計上させていただいております。これは、過去に43年から

50年ごろまでは1名でやっておりました。ただ、やはり利用者の人数が増えることによって、2名が必要になっていました。しかし、1名といのは、行政評価システム上に940万円という数字を上げております。ただ、金額のみでなく、やはり市内のそういう各戸のメーター工事、給水工事をする場合、訪問時によく悪質な訪問がよくあるんですね、物の販売とか。そういうトラブルがないように、徹底した中で訪問して行って、メーターを交換しなければなりません。それは委託業者の方から、取り替えに当たっての社員証とか、摂津市からのお願い事項の文書を持ってさせていただいています。そういう全体を含めてするのに、今現在は、摂津市水道工事業組合に委託をしているものでございます。

○山本靖一委員長 中野委員。

○中野委員 今、検針費用の問題で、私は、検針を委託する方が得するのか、自分ら職員で自前でやった場合が得なのかということ、僕は聞いているわけでありまして、何でこんなことを言うかといいますと、さきにもう経費削減で一生懸命皆さん努力していおるわけですよ。そういうところに何らかの形で余剰的要素があるんだらというので、これちょっと質問させてもらっているの、その面のご理解をお願いします。

それともう一つは、特勤手当の問題であって、これは本当に皆さん方よく努力してくれている、これは本当に重々わかっているんですよ。わかっているんだけど、今、市民の目というのは、正直言うて大阪市のああいう問題が起こってから、本当にクールなんです。実は、摂津は大丈夫ですかって、僕らはもう常に言われるんです。ですから、この特殊勤務手当の1つの問題だったって、本来はもっ

と もっと聞きたいんです。けども皆さん方努力してくれているので、もう聞いたらちょっとぐあい悪いかなと思うから、僕は差し控えているわけでありまして、特にその中でも保険関係の問題において、ちょっとやはり疑問があるものですから、質問をさせてもらったんです。今聞くと2対1いくらの割合ということですね。

これは、一般の市民から見たらそうじゃないわけですよ。本来は1対1ですよ。やっぱりこれも時期を踏まえて、1つの方向性を持っていかんと、市民の目からは決してそうじゃないですよ。会社勤めだって1対1ですよ。どこの企業なんかにつきましたって。そういう意味で、今、市民が言うてるわけです。だから、そういう面に対してやはり改めていただく方向性は、やっぱり示させてもらうわけで、企業努力をしているというのは重々わかっているんですが、一遍そういうことをよく協議していただきたいと思います。

それと、今、退職金7,000万円と言いましたが、残で今6,000万円あると言いましたね。合わすと1億3,000万円ということですか。それも聞かせてください。

それから、今の漏水対策的要素というのはどういうことになっているか、もう一遍聞かせてください。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 漏水防止対策はどのように行っているのかというご質問についてお答え申し上げます。

現在、本市では実際漏水防止対策班というのをつくって、実際に調査作業は現在行っておりません。主に漏水箇所の発見、水が漏れているけど、どこから漏れているのかわからないという市民の方から情報をいただきました場合、音聴棒と

いう器具とか漏水防止機器等を現場へ持っていきまして、いち早く水が吹いている場所を確認をいたしまして、速やかに修理を行うように心がけております。

それと、実際漏水防止と申しますと、配水管をブロック割りを行いまして、そのブロックごとにメーターをつけまして、夜間にそのメーターの量と各家庭のメーター分ですね、全部夜間に漏水を確認しながら作業を行っていかねばいけない。相当な費用がかかってまいら思われます。現在、本市の場合、有収水量が約94%前後ございますので、日本水道協会の漏水防止対策指針からいきましても、その基準であれば、実際費用を使って漏水防止対策を実施しなくてもいいような形でうたわれておりますので、できるだけ漏水を減らすように、使用水量等を個別に水量を把握を行っていきたいというふうに、事業用の水量とか工事で使う水量ですね、それとメーター不感水量等も漏水防止対策指針に基づきまして、検定満期とか、市内全域にございます年度ごとのメーターの不感率を出しまして、一応水量を求めて現在算出を行って、きめ細かく水量を把握を行っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 池田次長。

○池田水道部次長 退職金の関係でございまして、7,000万円の積算金額については、1人平均45万円を見ております。それで約2.5人から2.8人ぐらいの予算で7,000万円の計上と。

それと、私ども退職につきましては、過去の水道部出向在職者、それと現在の水道部在職者、それを計画的に積算をさせていただいております。ちなみに平成16年度につきましては13名、過去に

おりました者も含めますので、そういう人数になります。来年については2名ということで、現在、留保資金の中にありますいわゆる退職積立引当金が、16年度末につきましては2,181万980円の残ということで、今後7,000万円をプラスすることによって、9,181万円という残高になろうかと思っております。しかし、平成18年度になりますと、そういった水道部の在職者が退職が増えた場合については、この引当金だけではおさまらないだろうということで、18年度には今の7,000万円から少し上乘せした予算計上になろうかというふうには、今現在至っております。

○山本靖一委員長 前川参事。

○前川水道部参事 1点目の、検定満期量水器取替委託料の説明が不足しまして申しわけないです。

職員になると私も説明で、兼務業務もありますけれども約1.8名という形で言いましたけれども、こういう中で積算しますと、1.8名であれば、やはり金額にしますと正確なお答えになりませんけれども一千七、八百万円はいってしまふ。だから、その中で現在であれば委託しているのが959万5,000円と。ただし、これだけじゃなくて、やはり1名の職員直接であれば、車両とかそういうものも使用しなければいけません。車両のそれに伴う固定資産税の取得費なり、経過することによって減価償却費の費用の計上とかいうふうになりますから、そういうものの不要も含めると、安価で済むということでもあります。

○山本靖一委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

柴田委員。

○柴田委員 総括的なことで大変申しわけないんですけども、きょうもこの説

明を聞きます中で、できるだけ府営水を抑制して、節約というか、経費を落としていくということですが、今、太中のポンプ場の自己水との関係は、過去からも大分言われてまいりましたし、自己水のフル稼働というのがまだ十分できていないのではないかと。あれだけの装置をつくってきて、それからいくと、もう少し自己水を上手に使っていてもいいんじゃないかということと、それから府営水については年間に一定の契約をしていかなければいけない。過去に助役が来られたときに、何ぼかの契約を落としてもらったことが、実質的には2,000万円ぐらいの助かりになったというような報告をいただきましたから、この辺、これから自己水をいかに活用していくかという中で、大阪府の方と契約水量を交渉もしていかなきゃならないと思うんですが、その辺の見通しをひとつお示しいただければと思います。

それから、次に鉛管だとか、それからいろいろな古い鑄鉄管というんですか、それからまたビニールというようなものの交換もされているんですが、以前から言われてました、私ちょっと勉強不足なんです、石綿管というのはもう全くゼロになったんでしょうか、その辺を少し教えてください。

それから、ちょっと触れるわけですが、先ほどメーターの取り替えのことで業者委託ということもありまして、これは事実、業者に委託されているんですが、その中でいろいろと現場で感じることは、メーターを取り替えたときに、家の中の水道がメーターに皆戻ってしまうと。そのことによって今度、メーターを取り替えるときに、必ずその人たちがおっただけだとありがたいんだけど、留守の場合にメーターを取り替えてしまう

ということになって、後の通水点検というようなことが非常に問題ではないのかと。

一例ですけれども、高槻市などは、メーターの内側に一定の逆止弁のようなものをつけまして、外したときに中の水が戻ってこない。こういうことで作業もしやすいし、またそのとき通水しても、全くそこに空気などが入らないので、留守のときに水をあけられても、別に通常の水の流れということで異常がない。こういうようなことがありますね。よそへ行きますと、2階、3階に給水するときには、必ず1つ特別なバルブを設けてくださいと、これは摂津市もそういうことになっていると思うんですが、その辺の、今後、メーターなどを安易に替えていく、安易という言葉は悪いですが、取り替えるときの作業を、これは仮に業者委託にしようと思えば、この辺の問題というのは大きなやっばりネックになってくると思うんで、また空気が入っていて、そのとき蛇口をあけたことによって、蛇口の周辺に水が飛び散って、衣類が汚れたとか、また器物が汚れたとかいうようなことも、過去によそではあった経緯があるように思います。そういうことも含めて、そういう装置をつけていくという考え方は持っておられないのかどうか、このことを1つお尋ねしておきます。

○山本靖一委員長 池田次長。

○池田水道部次長 太中浄水場の自己水なんですけれども、これは大阪府との承認水量とも影響してこようかと思えます。近年で言えば、平成12年度で言えば、太中浄水場は約年間350万トンの取水能力がございました。また、13年度についても、そういった推移で経過をいたしておりますけれども、14年度につき

ましては300万トンの推移。しかし、私ども今、寺田管理者がおられますけれども、大阪府営水道の方に日参をしてみました。と申しますのも、大阪府営水の承認水量を引き下げてほしいという要望をしてみました。単純に13年度につきましては20万トンの減量、15年度につきましては51万トンの減量、16年度につきましては22万トンの減量ということになっております。これに15年度には大阪市営水の分水の契約解除もさせていただきました。これで約14万トンの減量と。これを太中自己水に依存した場合には、今まで350万トンあがらなかった取水を、今現在、今年度につきましては400万トンまで可能になっております。これにつきましては、以前、千里丘水系1丁目から6丁目に、いわゆる危機管理に伴うループ化を各自自治会をお願いをさせていただきました。そういったことで、太中水系の水系が一部千里丘水系にも水を送ることが可能になったということで、今現在は約400万トンの取水能力までいけるだろうと。

ただ、これをもう少しあげるということになれば、水系の関係でもう少し南の方へ持っていくなれば、それに伴う鉛管の工事が必要になってこようかと思えます。配水管の工事です。そういったものを照らし合わせると、今の水量で精いっぱいかなと。ただ、17年度につきましては、一部施設改修工事を実施いたしますので、当然、全停もございませし、半量運転もございませ。したがって、17年度については、従来の350万トンぐらいには下がるかもわからないですけども、今後、稼働率が上昇してくると。また、今現在、千里丘のガードの施工が進められておりますけれども、そこに約300ミリの送水管が入れば、もう

少し千里丘の方にも送れるんじゃないかというふうには、今、試算はいたしております。

そういった中で、私ども大阪府営水につきましては、減量できる部分については減量をお願いしてきたところでございます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 先ほどの石綿管は、あとどのぐらい残っているのかということにつきまして、ご説明申し上げます。

場所につきましては、千里丘駅前の千里丘東1丁目の個人の、現在一部閉鎖をされております通路内、それと鳥飼野々の市営住宅内に埋設してございます。延長が141メートル。その内訳を申し上げますと、100ミリが66メートル、75ミリが75メートル、現在まだ残っておるということでございます。

○山本靖一委員長 前川参事。

○前川水道部参事 これも検定満期に伴うメーター取り替えの業務になろうかと思えますけれども、通常の今現在3階建直結直圧給水とかそういうのを進めていますけれども、そういう場合は2階、3階の建物については逆止弁は現在、強制的な義務づけはしておりますけれども、戸建ての場合については、今現在は、逆止弁はすべてつけてはできておりません。

ただ、まず検定満期の業務の中で、留守宅の場合については、そのお知らせ文書を入れて、在宅の日時等の調整をした上で実施するというので、水道の方から、これは一応対応はしております。ただ、たまたまその中で文化住宅とかいう、所有者とは違う、しかし使用者の方が留守という場合の中で、宅内に入らなくてそのままできるという場合もあります。そういう場合につきましては、在宅されていないのかえるということでした場

合があるかもわからないと思うんですけども、しかし、本人がおられるという中で、基本的に取り替えますねんけれども、というのは、メーターを替えて、その指数も同時にお客様にもお渡しして、水道にもお持ちするというのをとっておりますので、どうしても留守の場合の方については、そのメーター指数のかえた指数、新しいメーターの指数を投函して帰る場合もあろうかと思えますけれども、これは件数は少ないと思えます。

逆止弁の件につきましては、まだこれから直圧給水の件もございまして、十分にこれは研究なり調査なりしながら、ひとつ検討はしていかなければならないんじゃないかというふうに思っています。

○山本靖一委員長 柴田委員。

○柴田委員 府営水と自己水のことについては、私たちが知らないことやけど、非常に努力していただいているということがよくわかりました。自己水を伸ばして府営水を抑えと言うてるんじゃないんですね。過去から自己水に余力があるのに府営水を買わざるを得なかったという経過からいうて、できるだけその格差を縮めていったらどうかということをお尋ねしてきた経緯で、今、おっしゃるような、いろいろと努力していただいているということで、それがもう我々よりも専門的に考えていただいているんで、今後ともそういうところへは十分注意といえますか、お考えをしてやってほしいと。勉強になりました、よくわかりました。

それから、石綿管のことですけど、もうほとんどがなくなって、もうこの部分も使っていない部分へまだ通水をしているということですね。そうじゃないんでしょうか。今、100ミリがいくらですか、66メートルで、75ミリが75メートルですか。距離的に言うたら少ないで

すけど、1つの考え方として、こういうものを温存していくことは、いつまた地震やとか、それでのうても石綿管というのは耐用年数によってはもろくなりますから、それは鋭意、やっぱり取り替えるというか、なくしていく方向というのは出していただかないかと思うんです。これは、ちょっと私も事情があっておかざるを得ないところだろうというふうに思いますので、事情があってこういう状況が来ているというふうに思いますので、これは何もけしからんとかやなしに、ちょっと参考に鉛管も取り替え、またビニール管も取り替えていく中で、石綿管はもっといろいろな面での問題があった管ですから、いかがでしょうかということでお尋ねして、もうこれはわかりましたんで、これはひとつ方向として考えていただきたい。

それから、先ほどのメーター取り替えに当たって、何か簡単なチャッキ弁のようなものを、高槻市では入れておられると。これにはひとつ水の抵抗があって、やたらと細いパイプに入れてしまうと、抵抗で水圧が弱くなるとか、いろいろな問題も出るだろうというふうに思うんで、たしか25ミリ以上には入れてくださいということじゃなかったかと思うんです。1階であっても25ミリのパイプから出てくる戻り水というのはかなりあると思うんです。

それで、そういうことも含めて、今後水道部の方がメーターの管理だとかいろいろなことを、またお客さんとのトラブルなんかも考えて、そういうものが戻らないような方策というものを講じていかれたらどうでしょうかという提案ですから、いや、そんなことを言うてもうても金の要ることやおっしゃるかも知れませんが、高槻市のことを例に挙げまし

たけど、そんなに高いもんじゃないと思うんです。簡単なプラスチックのもので、このごろ洗濯機なんかでも、急にぽんと抜けますと、自動的に弁がぽんととまるような装置の蛇口なんかも出てますから、あれの逆のようなものがついていますね。だから、そういうことで、非常に安価で、しかも後々の維持管理がよくて、衛生的でというようなものがあつたら、一度お考えになる必要があるんじゃないでしょうかということをお願いしているわけで、ご検討いただければと思います。

石綿管につきましては、何かお答えがあるんだつたら、お答えしてください。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 先ほどの石綿管の残存管につきましては、鳥飼野々市営住宅につきましては、市営住宅の建て替えのときに、市の方とも一応話をさせてもらっております。

それと、千里丘の東1丁目の駅前の方につきましては、土地の今いろいろ裁判問題が起きて、当事者の方をお願いに行つても、だめだというふうな現在状況で、入れ替えすることができないという状況の部分が残っております。どうぞよろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後4時38分 休憩)

(午後4時39分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

本日の委員会はこの程度にとどめて、散会したいと思います。

ご苦勞さまでした。

(午後4時40分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 木村勝彦